

第1回佐用町議会〔臨時〕会議録（第2日）

平成17年10月12日（水曜日）

出席議員 (50名)	1 番	高 見 誠 規	2 番	笹 田 鈴 香
	3 番	井 口 春 美	4 番	小 松 博 之
	5 番	吉 井 秀 美	6 番	木 村 慎 吾
	7 番	青 木 宏	8 番	井 上 洋 文
	9 番	福 本 利 基		
	11 番	岡 本 安 夫	12 番	矢 内 作 夫
	13 番	広 畑 寛	14 番	石 黒 永 剛
	15 番	森 本 和 生	16 番	川 田 真 悟
	17 番	片 山 武 憲	18 番	中 井 恒 治
	19 番	岡 本 義 次	20 番	反 橋 護
	21 番	山 本 幹 雄	22 番	山 田 敏 雄
	23 番	大 下 吉 三 郎	24 番	坂 本 順 子
	25 番	山 田 弘 治	26 番	竹 内 茂 吉
	27 番	石 原 俊 一	28 番	鍋 島 裕 文
	29 番	廣 瀬 武 志	30 番	大 下 東 一
	31 番	西 岡 正	32 番	山 本 重 夫
	33 番	森 本 和 昭		
	35 番	目 黒 有 博	36 番	森 崎 龍 二
	37 番	西 尾 誠	38 番	巴 忠 重
	39 番	塩 崎 幸 夫	40 番	中 尾 正 俊
	41 番	敏 森 正 勝	42 番	山 田 勇
	43 番	新 田 俊 一	44 番	幸 田 孝 美
	45 番	植 戸 勝 治	46 番	金 谷 英 志
	47 番	松 尾 文 雄	48 番	西 本 俊 秀
			50 番	笠 間 満
	51 番	大 久 保 宏 務		
	53 番	猪 口 久 雄	54 番	梶 原 義 正

欠席議員 (４名)	10 番	高 木 照 雄	34 番	西 田 政 幸
	49 番	廣 瀬 福 市	52 番	新 田 新 一
事務局出席	事 務 局 長	岡 本 一 良	事 務 副 局 長	谷 村 忠 則
職員職氏名	書 記	坂 上 晴 幸		
説明のため 出席した者 の職氏名 (２９名)	町長職務執行者	山 口 聖 治	暫 定 教 育 長	衣 笠 孝
	西はりま天文台公園長 (兼)天文台長	黒 田 武 彦	総 務 課 長	小 林 隆 俊
	財 政 課 長	小 河 正 文	まちづくり課長	南 上 透
	生涯学習課長	岸 井 春 乗	出 納 室 長	小 笹 和 則
	税 務 課 長	大 橋 正 毅	住 民 課 長	山 口 良 一
	健 康 課 長	達 見 一 夫	福 祉 課 長	内 山 導 男
	スポーツ振興課長	井 村 均	農 林 振 興 課 長	大 久 保 八 郎
	建 設 課 長	野 村 正 明	住 宅 管 理 課 長	田 村 章 憲
	地 籍 調 査 課 長	清 水 好 一	商 工 観 光 課 長	芳 原 廣 史
	農 業 共 済 課 長	城 内 哲 久	下 水 道 課 長	寺 本 康 二
	水 道 課 長	西 田 建 一	クリーンセンター所長	森 脇 正 洋
	教育委員会総務課長	山 口 清	教育委員会教育推進課長	芳 原 清 和
	消 防 長	加 藤 隆 久	上 月 支 所 長	金 谷 幹 夫
	南 光 支 所 長	森 崎 文 和	三 日 月 支 所 長	飯 田 敏 晴
	天文台公園課長	杉 本 幸 六		
議事日程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 専決処分の承認を求めることについて（専決第 1 号・佐用町役場の位置を定める条例ほか 203 件の条例の制定）
- 日程第 2. 専決処分の承認を求めることについて（専決第 2 号・平成 17 年度佐用町暫定予算）
- 日程第 3. 専決処分の承認を求めることについて（専決第 3 号・字の名称の変更）
- 日程第 4. 専決処分の承認を求めることについて（専決第 4 号・佐用町指定金融機関の指定について）
- 日程第 5. 専決処分の承認を求めることについて（専決第 5 号・西播広域行政協議会を設ける地方公共団体の数の増減及び規約の変更）
- 日程第 6. 専決処分の承認を求めることについて（専決第 6 号・佐用郡佐用町と赤穂市との間における消防事務の委託）
- 日程第 7. 所管事務調査について
-

午前 10 時 00 分 開会

議長（梶原義正君）

出席議員は 50 名であります。廣瀬福市議員が家の仏事、それから高木照雄議員が今朝ほどの新聞でご承知だと思えるんですけども、身内に不幸ができて欠席。それから西田政幸議員と新田新一議員が体調不良のために、新田議員は今日、明日。今日は病院へ行かれておりますので、今日、明日。あの方方は今日一日、今のところ届けが出ております。

それで、今、申しましたように、定足数に達しておりますので、直ちに会議を再開いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりであります。

日程第 1. 専決処分の承認を求めることについて（専決第 1 号・佐用町役場の位置を定める条例ほか 203 件の条例の制定）

議長（梶原義正君） それでは、日程第 1 に入ります。

議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 1 号・佐用町役場の位置を定める条例ほか 203 件の条例の制定）についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長職務執行者 山口聖治君。

〔町長職務執行者 山口聖治君 登壇〕

町長職務執行者（山口聖治君） はい。それでは、ただ今上程されました議案第 1 号、専決第 1 号・佐用町役場の位置を定める条例ほか 203 件の条例制定につきまして、提案説明を申し上げます。

この度、佐用郡 4 町が合併し、新たに佐用町が誕生したことに伴い、円滑な行政運営を進める上で必要な条例 204 本の制定について、即時制定し、施行させる必要のある条例として、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決をしたものであり、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

詳細につきましては総務課長に補足説明をさせますのでよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

議長（梶原義正君） 続いて総務課長。

総務課長（小林隆俊君） 失礼します。

それでは補足説明をさせていただきます。

本来でございますと関係条例につきまして、それぞれ内容のご説明を申し上げ、ご審議をお願いすべきところでございますが、地方自治法及び市町村合併に関する特例に基づき設置された合併協議会及び4町間で協議した事項について条例を整備し、施行したものでございます。非常に膨大な条例でございますので、既に概略等ご説明を申し上げておりますので、お許しをいただきまして、専決処分に係る条例制定の基本的な主な考え方についてご説明を申し上げます。

一つには、合併前の4町の条例を基にいたしまして、名称につきましては、すべて佐用町の名称をつけた条例といたしております。

二つには、法律の規定により必ず設置するもの、もしくは制定が必要なもの、または、これに準ずるもので、町制執行上空白期間の許されないもの。

三つには、新町の組織及びその運営、または職員の勤務条件に関するもの、報酬等に関するものについて整備をいたしております。

四つには、施設関係等の条例につきましては、原則として合併前の旧町の条例を尊重し、利用範囲につきましては全域を対象にいたしております。

五つには、使用料・手数料・負担金等の受益者負担に係る条例につきましては、合併協議会で協議・調整された内容に沿いまして整備をいたしております。

六つには、基金条例につきましては、4町の協議調整内容により整備をいたしております。

以上、雑ぱくなご説明で申し訳ございませんけれども、提案理由とさせていただきます。ご審議をいただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

これより本案についての質疑に入ります。

質疑につきましては、条例を20号程度に区切って行いたいと思います。

これに、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

では、質疑につきましては、20号程度に区切って行います。

まず、条例第1号 佐用町役場の位置を決める条例から、条例第20号 佐用町公平委員会設置条例について質疑を行います。

質疑のある方は、発言をお願いします。

〔岡本君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、19番、岡本君。

19 番（岡本義次君） はい。第 2 号の休日の定める条例のことですけれども、これ読ましていただいたら、土曜・日曜とか祭日、まあ休みにすると条例で書いておるわけなんですけれど、佐用のクリーンセンターも一緒なんですか。ごみの関係なんかの受付。

議長（梶原義正君） えっと、だれ。だれが答弁するん。森脇課長。

クリーンセンター課長（森脇正洋君） それでは、お答え申し上げます。
現在、土曜日、それからこの前、月曜日、祝日でありましたけども、勤務をしております。ですから今までどおりそのような状況でこれからも業務を行うということでございます。
以上です。

議長（梶原義正君） はい、よろしいか。

19 番（岡本義次君） そしたら、その関連ということで、その土曜日とか月曜日の日に、もういわゆるごみを持って行っていけば、受付していただけると、こういうふうに解釈よろしいんですか。

議長（梶原義正君） 森脇課長。

クリーンセンター課長（森脇正洋君） はい、そのとおりでございます。

19 番（岡本義次君） はい、分かりました。

議長（梶原義正君） よろしいか。

19 番（岡本義次君） はい。

議長（梶原義正君） ほかに。
ほかに質疑がないようですから、これをもって質疑を終結、この 20 号までに対する質疑を終わります。

続いて条例第 21 号 佐用町固定資産評価審査委員会条例から条例第 40 号 佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例について質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔鍋島君「はい、議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） えっと、何番かいな。鍋島君。

〔「28 番」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） しょうない。

28 番（鍋島裕文君） じゃああの、条例 37 号でお伺いいたします。

特別職の非常勤の関係で、この新条例例規集では、従来私どもは「区長」と言っていたんですけども、「自治会長」ということになったわけでありますけども、自治会長は三十数万円という金額が、年額ですね、出ております。で、従来は「平均」というのが入って三十数万円出てるんですけども、この「平均」が今回は入っておりません。

これで内容を確認したいんですが、金額的には変わらないわけでありますけども、旧町ごとの算式方法で、この新町になって区長報酬の算式と何か違いがあるのかどうか、その辺りを確認したいんですが。

議長（梶原義正君） えっと、だれが。総務課長。はい、総務課長。

総務課長（小林隆俊君） お答えいたします。

区長報酬、自治会長報酬でございますけれども、これにつきましては、従来と変わらなく 31 万 8,800 円平均ということでお願いをいたしたいと思えます。

算式の方法でございますが、各自治会、差異がございます。これにつきましては、これからの調整ということで実施する予定にいたしております。

以上でございます。

議長（梶原義正君） よろしいか。

ほかに質疑がないようでありますので、次は・・・。

〔「61 号から」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） 61 号 佐用町営住宅等共用施設整備基金条例から条例第 80 号 佐用町上月町、上月いこいの里西之庄条例について質疑を行います。

〔「違う」と呼ぶものあり〕

〔「41 号からです」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） 41 号……。ああ、そうか、そうか。

〔「続いて 41 号から」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） すいません。訂正いたします。

続いて条例第 41 号 佐用町長職務執行者の給与及び旅費に関する条例から条例第 60 号 佐用町国民健康保険給付費準備基金条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

えっと、質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

続いて条例第 41 号、あ、61 号 佐用町営住宅等共用施設整備基金条例から条例第 80 号 佐用町上月いこいの里西之庄条例について質疑を行います。

質疑のある方、発言願います。

〔森崎君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 何番かいな。

〔「36 番」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） はい、34 番森崎議員。

〔「36 番」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） 36 番。

36 番（森崎龍二君） 条例の 68 号 佐用庁舎建設基金条例について質問したいと思うんですけど、この、これまで旧町の南光町では庁舎建設基金条例というのは存在しておったわけですが、この合併して新しく新町佐用町が生まれたわけですが、この新町佐用町の庁舎を今後改築していくということの意味で、この庁舎建設基金条例が設けられるという趣旨なのか、それとも、これまで南光町でありました庁舎建設基金条例を引き継ぐという格好で、新たにここで提案されているのか、その辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

議長（梶原義正君） 総務課長。

総務課長（小林隆俊君） お答えいたします。

4 町間の調整の中で、南光町に庁舎建設の基金条例がございました。それを引き継ぐということで専決をさせていただいております。

〔森崎君 挙手〕

議長（梶原義正君） どうぞ。

36 番（森崎龍二君） いや、確認ですけど、そしたら新たな新町の庁舎を建設するというものではないというふうに確認させてもらっていいでしょうか。

議長（梶原義正君） はい、総務課長。

総務課長（小林隆俊君） はい、お答えいたします。

この時点におきましては、そこまでの協議はされておられません。

議長（梶原義正君） よろしいか。

ほかにありませんか。

〔西岡君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 何番かいな。

31 番（西岡正君） 今の答弁ですけども、佐用郡の合併前の南光町の庁舎改築基金が、条例の廃止を町長が提案され、議会でそれを否決いたしております。そして、新

しい町へ引き継ぐということですので、あくまでも南光町の、今度は庁舎ではありません、支所ですが、その支所に関する建築の基金であります。それ十分そこら把握していただいて、そのようにお考えいただかないとおかしい状況になると思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（梶原義正君） はい、総務課長。いいですか。

総務課長（小林隆俊君） はい、答弁させていただいたとおりでございます。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

ほかに質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

続いて条例第 81 号 佐用町上月地区センター条例から条例第 100 号 佐用町重度心障者、心身障害者（児）介護手当支給条例について質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんね。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

次は、条例 101 号 佐用町国民健康保険条例から条例第 120 号 佐用町農林業関係事業分担金等徴収条例について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔木村君 挙手〕

議長（梶原義正君） 6 番、木村慎吾君。

6 番（木村慎吾君） 6 番、木村です。

111 号についてお尋ねします。

これ、この条例は、ちょっと質問が長くなりますが、ここにある条例はほとんど旧佐用町のものがそのまま使ってあるようですね。

僕ずっと各 4 町のこう、元の 4 町のを調べて一覧表を作ってみたんですが、三日月が大体佐用のに似とったというようなことでこれできたんですが、それを調べてみてですね、佐用町の条例で非常に欠陥があるように思うんです。

と言いますのは、条例の中に第 20 条 旅館業をこの環境条例に入れてあるんですね。これは、国の環境基本法の中にはこういう項目はありません。兵庫県の条例にもありません。すなわち、上との整合性がないわけです、この条例は。これは風致営業に関する条例なんですね。で、これがなぜできたかというのは佐用坂にちょっと変わった建物ができて、そのために入れられたそうです。これはあきらかに風致条例の方に入れるべきで、環境条例には入らんわけなんです。

ですから、この点をいつその際、改めてもらいたい。佐用町議会ではこれは否決されたんですが、環境という、現在言われる環境という点から考えればもう明らかに間違いです、これは。僕は何人かの大学の先生、そのほかの方にも聞いてみましたが、「それは、おかしい」と言われます。

これ、何とか変わらんもんかと思いますが。

議長（梶原義正君） はい、住民課長。

住民課長（山口良一君） はい。あの、お答えいたします。

条例が設置された経緯につきましては、私もちょっと分かりにくいところがあるんですけども、おっしゃるようなことであれば、一度研究してみたいと思っております。

議長（梶原義正君） いいですか。ほかにりませんか。

〔木村君「ちょっと、もう１点、よろしいですか」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） どうぞ。

６番（木村愼吾君） あの、114号にほたる保護条例っていうのがあります。非常に結構なことなんです、これを見ながら思ったんですが、もうこれに書かれたら新佐用町全域にかかる条例になるんで、これほかの方にでもそこの中に地名が入ってんですが、ほかの方のそのほたるについても考えるべきでないか。

こないだも、あの、山古志村ですね、あそこではほたるをその増やすということは、水をきれいにしなきゃいけない、それによってほたるができるんだということが出ておりました。コウノトリもそうなんですね。だから、そういうことから考えてですね、これ条例文を少し触って、町全域に及ぶようなことを考えてもらえないだろうかということをおもうんです。

以上です。

議長（梶原義正君） これは、どこが答弁するん。

答弁要りますか。

〔木村君「あ」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 答弁。

６番（木村愼吾君） できれば、してもらえたらいいけど。
具合悪かったら、意見として・・・。

議長（梶原義正君） どこがええ。どこが、どう言う。

６番（木村愼吾君） あの、なかったら、いいです。

議長（梶原義正君） いいですか。はい、すいません。

６番（木村愼吾君） そういう考えがあるいう・・・。

議長（梶原義正君） はい、はい、はい。

〔井口君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、３番、井口春美君。

3 番（井口春美君） ちょっと、110 号その霊苑の条例というのがあるんですけども、これまあ各町恐らくそれぞれ整理はされておるとは思うんですけども、あのいわゆる管理とかですね、設備の、霊苑全体の設備関連とかその辺りについては条例には非常に不明確な点があるんですけども、その辺あたりをどう考えておられるのか、基本的な考えだけお聞きしたいと思います。

議長（梶原義正君） 住民課長。

住民課長（山口良一君） はい、お答えします。

誠に申し訳ないんですけども、まだその辺まだちょっと不勉強でございまして、また後ほど答弁させていただきます。あの、個人的に、はい。

議長（梶原義正君） よろしいか。

〔井口君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） どうぞ。

3 番（井口春美君） あの、お願いといううちに、私も各町の、旧上月町であったり、そういったとこの設備は十分把握はしておりませんので分かりませんが、まあ霊苑といいますのは今後非常にあの、いろんな意味でどこでもできないという制約があるものですから、この辺りは有効利用と言いますか、あの利用しやすいようにね、設備という管理をしてやるというのが、私はまあ必要ではないかなというふうに思います。まあ、そういった面ではですね、あの今現在あります設備というのを有効活用、あるいはですね、設備機能を少しレベルアップをしていただくと、こういうことで利用率を上げるということが、私は必要ではないかなと思います。そのことによって、設備全体の管理もですね、しやすくなるというふうに思いますので、その点よく考慮して、今後活かしていただきたいなというふうに思います。

議長（梶原義正君） 答弁要りますか。

3 番（井口春美君） いや、結構です。

議長（梶原義正君） はい。ほかにありませんか。

〔岡本義次君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 19 番、岡本義次君。

19 番（岡本義次君） はい、えっとですね、商工観光の 116、佐用町の企業立地促進条例、これあの、これ見せていただいたら、まだちょっとそこまで詳しく載っていませんが、若者はだんだん少なくなる中ですね、やはりある程度自分の田畑でさえ守できないような状態になっておりますんでね。あのもう少し、どういうんですか、やわらかく来てくれる企業に対しては、10 年間土地ただにするとか、固定資産税を町が立て替えするとか、そういうようなことを網羅して、今後また作っていただきたい

たいと思いますんで、そこら辺よろしくをお願いします。

議長（梶原義正君） 商工観光課長。

商工観光課長（芳原廣史君） お答えいたします。

この立地促進条例ですけども、今、とりあえずは合併に向けた、向けての、今まで従来にあったような形のものを作っております。今後、時代に即した、あの、即していかないようであれば、また改正なりをしていきたいと思います。

〔岡本義次君「お願いします」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

続いて、条例第 101 号 佐用町国民健康保険条例から・・・。

〔「121 です。次、次、次」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） これか。いや、これ今やったん違うん。

〔「違う、違う」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） すいません。ちょっと、こう・・・。

条例第 121 号 佐用町畜産団地条例から条例第 140 号 佐用町道路の管理等に関する条例について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔木村君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 6 番、木村慎吾君。

6 番（木村慎吾君） はい、木村です。

121 号ですが、これあの畜産団地条例ということになっとんですね。で、ここで上がってるのは、蛤団地のことしか出ていないんです。事実は畜産団地とまではいかないけど、大変なところもあります。で、そういうふうなところを入れるんかどうか、このまま使うのかどうか、ちょっとこれ疑問に思うんです。もっと広げるべきか。

それで、これね、こんなところで言うのおかしいんですけどね、恐らく、この 54 人の議員さんの中には、蛤団地なんて行かれたこともない方もあると思います。末包の大きなあの大変な公害出したところでも行かれたことない方もあると思うんですね。これ何か一遍日をとってね、4 日ほど、各町ごとの問題点を洗い出してみても初めてこの条例が成り立つんではないかと思うんですが。

あの、これ、蛤団地のことだけなんですか。ほかのも入るんですか。

議長（梶原義正君） 産業課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 今の質問でございすけれども、引継ぎの関係でひ

とつひとつは今ちょっと状況を今、引き継いでおる状況なんです。

今言われておりますように、他町との、旧町との関係もありますけども、それについては今後検討させていただきたいと思います。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

続いて、条例第 141 号 佐用町道路占用料の徴収等に関する条例から条例第 160 号 佐用町学校給食施設条例について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔木村君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、6 番、木村慎吾君。

6 番（木村慎吾君） すいません、同じ者ばかり申し訳ありません。

あの、ここ主に災害のことが出てるんですが、あの 146 号からですね、ずっと。

で、これ見てみましたら、今、この佐用町で一番重大な問題は、単なる防災じゃなくって今地震の問題があるんですよね、山崎断層の。これはこの前、合併協議会の方に「出して下さい」というふうにお願いはしとったんですけども、どうもそういう討議はなかったようなんで、そういうことの対策を考えなきゃいけない時期がきてると思うんです。事実あの山崎断層がどこにあるかご存知のない方は一遍お連れして、「ここだよ」ということを、それでこんなに石が落ちてるんだ、土砂が崩れとんだということをご案内したいと思うんですけれど、それについてこの関係のところではどういうふうにお考えでしょうか。

議長（梶原義正君） はい、住民課長。

住民課長（山口良一君） はい。

17 年度におきましてですね、各町でも今までもそういったことの初動マニュアルというものが出来ておりますけども、また新たな計画、防災計画ですね、これを充実するようにしておりますので、その中でまたいろいろとこう施策的に考えていきたいというふうに思っております。

〔木村君「分かりました」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） よろしいか。

〔木村君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。あの、終わります。

続いて、条例第 141 号 佐用町……。あ、これか。161 号 佐用町スクールバス管理条例から条例第 180 号 佐用町まちづくりセンター及び地域づくりセンター条例について質疑を行います。

質疑のある方、ありますか。ありませんか。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

続いて、条例第 181 号 佐用町民グラウンド条例から条例第 204 号 佐用町設置による佐用町宅地収得資金貸付条例及び南光町宅地収得資金貸付条例の失効に伴う経過措置を定める条例について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔岡本義次君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、19 番、岡本義次君。

19 番（岡本義次君） はい。

186 号の西はりまの天文台の関連があるかどうか、ちょっと分からないんですが、大撫開発委員会の中の項目の中でですね、土地開発なんかそういうひとつの委員会がありましたね。あれは今も生きておるんですか。

議長（梶原義正君） ちょっとおかしいなあ。

19 番（岡本義次君） なんか休止されておると、なんか聞いたけど。

天文台公園長（黒田武彦君） お答え申し上げます。

たぶん、南用地の件だと思うんですけども、南用地 10 ヘクタールの開発に関して委員会が 2 年間ばかり開かれましたけども、今その委員会は消えております。

19 番（岡本義次君） 消えとる。

天文台公園長（黒田武彦君） はい、なくなっております。

19 番（岡本義次君） はい。そしたら、今後ですね、それどういうんですか、復活されるんか、それとももう新たにまた設置せんとあかんのんかどうか。そこら辺はどうですか。

〔天文台公園長「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。

天文台公園長（黒田武彦君） お答え申し上げます。

あの、一応県民局の指導でその会が持たれたんですけども、3 つほどの案が、開発の案が出てまいりまして、予算がこれだけ必要だということも提示されております。あとは、県の方の予算がそれに対して伴うかどうかという問題と、さらに岡本議員おっしゃいますように、もう少し詰めて考えなければいけない部分がございますので、時期をみて新たに作る、作らないも含めて検討していきたいというふうに思います。

19 番（岡本義次君） はい。その関連でですね・・・。

議長（梶原義正君） ちょっと、岡本議員、条例の関すること言うて、関連のこと

はちょっと、今のあれではちょっとあんまり適当じゃないと思うんで。

19 番（岡本義次君） ほんなら、また後日ゆっくり聞かしてもらいます。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。
ほかにないようですので、質疑は終わります。
これより、討論についての、本案についての討論に入ります。
討論の発言はありませんか。

36 番（森崎龍二君） ちょっと、議長。
一括的に再度質問することはできませんか。

議長（梶原義正君） 何を。

36 番（森崎龍二君） 全体を通して改めて質問をすることはできませんか。

議長（梶原義正君） あの、すいません。あのね、それぞれでもうやっていますので、
一括でもう一回というのはちょっとできればご遠慮いただきたいと思います。
よろしいか。

〔森崎君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 討論に入ります。
討論の発言ありませんか。

〔鍋島君「議長、ちょっと」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 28 番、鍋島裕文君。

28 番（鍋島裕文君） 前に確認しますけども、討論も 20 項目ごとですね。
どうしますか。

議長（梶原義正君） 一括でお願いします。

28 番（鍋島裕文君） 一括で討論ですか。

議長（梶原義正君） はい。

〔鍋島君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、鍋島裕文君。

28 番（鍋島裕文君） はい、28 番。
じゃあ、失礼します。28 番、日本共産党の鍋島です。
私は、条例 36 号、条例 40 号、条例 41 号、条例 42 号、条例第 70 号の反対討論を

させていただきます。

条例第 36 号 佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の反対討論をいたします。

反対理由の第 1 点目は、議長 33 万 2,000 円、議員 22 万 8,000 円の報酬月額についてであります。この間の議員報酬の引き分けの際、共産党町議団は町民生活の実態に照らして判断すべきことを主張し、反対してきたわけであります。町民所得が年々減少している現実を直視するならば、議長で年収が 557 万 2,620 円、議員で年収が 385 万 6,980 円もの報酬は問題であります。

第 2 点目は、報酬の二重取りとも言える費用弁償の問題であります。本条例第 4 条では「閉会中の委員会や広報特別委員会に出席したときは、1 日につき 3,000 円を支給する」となっています。委員会への出席という議員の当たり前の仕事に対し、報酬が支給されているわけですから、この上さらに費用弁償を支給するのは問題であることを指摘し、反対討論といたします。

条例第 40 号 佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の反対討論をいたします。

本条例では、町長の給料月額が 81 万 1,000 円であり、通勤手当を除外すると、年収は 1,361 万 2,635 円となるわけであります。合併後の厳しい財政運営を考え、全国的に見れば、町長給与の減額が真剣に考えられているときに、合併前の給与をそのまま引き継ぐ本条例に反対いたします。

条例第 41 号 佐用町長職務執行者の給与及び旅費に関する条例の反対討論をいたします。

反対理由は、条例第 40 号の反対討論と同じであることを述べ、反対いたします。

条例第 42 号 佐用町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の反対討論をいたします。

反対理由は、条例第 40 号の反対討論と同一趣旨であることを述べ、反対いたします。

条例第 70 号 佐用町税条例の反対討論をいたします。

本条例は、今年度各旧町議会でさらに町民負担を強いるものに改悪されたものであります。その内容は、それまで 65 歳以上のもののうち前年の合計所得金額が 125 万円以下のものに対しては、個人住民税が非課税とされてきたわけですが、その非課税措置が廃止されたわけであります。高齢者にとってこの影響は大きく、かつ深刻なものがあります。住民税非課税ということで軽減されてきた国保税介護保険料、各種福祉施策が打ち切られるのは重大問題であります。この改悪を引き継ぐ本条例に反対いたします。

議長（梶原義正君） はい、5 番、吉井秀美君。

5 番（吉井秀美君） 5 番、吉井です。

私は、日本共産党議員団を代表いたしまして、分担しております、条例第 60 号、条例第 103 号、条例第 104 号について反対の討論をいたします。

まず、条例第 60 号 佐用町国民健康保険給付費準備基金条例に反対をします。

第 2 条 積立額は、毎会計年度、基金として積み立てる額は、保険給付に要した費用の前 3 ヶ年の平均年額の 2 分の 1 の額に達するまで積み立てるというものです。これまでに、国保税が高すぎて困難という加入者の声から「基金を取り崩して保険税引き下げに充てよ」という要求をしたことがあります。目標額に達していないというような理由から退けられた経験があります。国保に対する国庫負担金は引き下げる一

方で、それを加入者負担でやりくりしようという準備基金条例に反対をします。

続きまして、条例第 103 号 佐用町国民健康保険税条例の反対の討論をします。

国保の加入者は年金生活者など、所得の低い人たちが多くなっています。国の手厚い援助がなければ成り立たない制度です。ところが、政府は 1984 年の国保法改訂で国庫負担率を 45 パーセントから 38.5 パーセントに引き下げ、その後も国も責任を次々と後退させました。その結果、84 年度から 2000 年度までの間に市町村国保の収入に占める国庫支出金は、49.8 パーセントから 34.9 パーセントへと減りました。一方で、住民 1 人当たりの国保税は、同期間に 3 万 9,020 円から 7 万 9,123 円に 2 倍に増加しています。

国保再建のためには、国庫負担を引き上げることが必要不可欠の要件です。しかし、この高すぎる国保税の滞納が 1 年を過ぎると正規の保険証に替わって資格証明書を発行するという制裁処置を行っています。それまでは、保険証取り上げは悪質滞納者に限るとしていたものを、2000 年 4 月から国がこのように指導しております。資格証では病院で恥ずかしい思いを強いられます。また、医療費を全額支払わなくてはなりません。保険料を払えない人に医療費全額を準備できるでしょうか。このような処置は、国民介護保険制度を崩壊させるもので、次々と改悪する国の方針に追随するこの条例に反対します。

最後に、条例第 104 号 佐用町介護保険条例に反対の討論をします。

介護保険制度は家族介護の負担を社会で支えようという理念が根本に考えられたはずですが、スタート直前の時点でも問題が多く指摘され、見切り発車してしまったことを危惧する声が多くありました。今、介護保険の抜本改革が必要とされ、それは障害者支援費制度との統合、保険料徴収年齢の 20 歳への引き下げ、利用者負担の引き上げ、軽度の要介護者の介護保険からの除外など重大なものです。国の福祉への負担を大幅に減額することを先行させたため、不十分なまま見切り発車したつけが国民に負わされています。制度発足後、わずかな期間で住民に負担を転嫁していく国の姿勢を反映したもので、反対します。

以上です。

議長（梶原義正君）

ほかに。

〔西岡君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君）

はい。

31 番（西岡正君）

本案に対して賛成の討論を行います。

この 10 月 1 日まではそれぞれの町が、それぞれの若干の条例の異なっていたわけでありまして、この条例制定にあたっては、議会の費用弁償の話は議長会の中で、また町村会の中でもいろんな状況の中で、一番いろいろと審議されたと思いますし、また本条例の中には合併協議会の中でも十分審議された。そういう状況の中で今の現状として若干のそういう今後の課題はありますけれども、今の状況が一番妥当という形の中で出された結果でありますので、私は尊重すべきだと思います。

以上で賛成討論終わります。

議長（梶原義正君）

ほかにありませんか。

16 番、川田真悟君。

16 番（川田真悟君） はい。16 番、川田です。

私もこの議案第 1 号に賛成の討論をさせていただきます。

というのも私も合併協議会の中で最初から係わりまして、先ほど総務課長の方から合併協議会の説明がありまして、その中で各種いろいろ承認いただいた関係であります。この条例が否決されますと、明日から皆さん方仕事ができないということになりますし、中には指摘があったところもあるかと思えますけども、それはそれでまた近いうちに修正していただきまして、本日のこの議案には私は賛成したいと思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

2 番、笹田鈴香君。

2 番（笹田鈴香君） 2 番、日本共産党の笹田鈴香でございます。

私は条例第 85 号 佐用町福祉医療費助成条例について反対の討論をいたします。

この条例は、兵庫県の福祉医療費助成事業実施要綱の一部が改正され、準拠する本条例においても改正が必要になったためという理由で、本年 6 月議会で条例改正提案され可決。7 月 1 日より施行されています。

条例は、老人、重度心身障害者、母子・父子家庭ならびに遺児にかかる医療費について定めてありますが、この条例改正により、重度心身障害者、母子・父子家庭等にかかる医療費は無料だったのが、1 日 500 円で、月 2 回までの限度で一部負担ということになりました。

先日、障害を持つ子供のお母さんが、「月 2 回まで 1,000 円で済む。しかし、一つの病気だけでは、一つの病気だけならいいけど、歯医者に行ったり、また外科へ行ったりすることがある。負担が増えて大変だ」と言われておりました。条例は改正ではなく改悪であり、まさに福祉の後退です。乳幼児医療費の小学就学前までの無料は、町単独事業ということで残されましたが、償還払いですが、窓口無料化にするべきです。今後の少子化は免れない事実であり、若者の定住も考えると、乳幼児の医療費無料は高校卒業まで無料の自治体もあり、せめて義務教育終了までの発展を求めます。

町は、国・県の追従を止め、乳幼児医療費のように町単独事業として検討すべきです。6 月議会でも私どもは反対いたしました。今回も同理由で反対し、討論を終わります。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

〔森崎君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 何番。はい、森崎議員。

36 番（森崎龍二君） はい。先ほど一括で改めて再質問したかったんですけども、できなかったんで。

実は、この第 68 号の庁舎建設基金の問題なんですけれども、南光町ではもともと予算を組むときに、この条例はもう合併したから庁舎は必要でないということで町長が、当時の町長が提案したんですけど、それは否決されて、この建設基金、2 億 2,950 万は

繰替え運用ということで、まあ言うたら借金ということになります。この借金をこの新町がまあ引き継いだということになっておりますので、その財政的には現在の基金は借金として 2 億 2,950 万があるという、そういう状況であります。そういう状況ですから、この条例がもし存在しなければその借金を返還をする必要がなくなってしまうということになります。

当時の町長の答弁では「この基金を使うよりも、合併すれば支所建設については有利な起債とかそういうものもあるんだ」と。「だから、改めてそれで考えた方が有利ですよ」という話もありました。

ですから、この借金を背負い込むような条例を改めて提案するというものについては反対であります。

議長（梶原義正君） ほかに。

〔高見君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。1 番、高見誠規君。

1 番（高見誠規君） 1 番、高見誠規です。共産党です。

議長（梶原義正君） そうやろ。

1 番（高見誠規君） 条例番号第 119 号 佐用町土地改良事業分担金等徴収条例（案）に対する反対討論をします。

旧上月町では、補助整備事業の農家分担金は 15 パーセントのところ、新町（案）では、倍の 30 パーセント以内とされており、干害排出施設整備事業や農道整備事業等々でも引き上げられています。これは、庵谿、先の佐用町長が合併を誘導するに当たって、負担は軽く、サービスは深くとの説明の逆であります。

さらに、新町の基幹産業は、農業との立場をとるなら、この改悪は認められません。以上、反対討論とします。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

〔金谷君「議長、46 番」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 金谷君。

46 番（金谷英志君） 日本共産党の金谷英志でございます。

私は、条例 199 号 佐用町上水道及び簡易水道給水条例について反対討論をいたします。

旧 4 町全体を見れば、水道料金が下がる旧町もありますが、旧三日月区域の水道料金は、最も多くの方が対象になるメーター口径 13 ミリで、基本料金が従来 10 立方メートルまで 1,600 円であったものが 2,100 円になり、40 ミリまでが使用水量 20 立方メートルが 15 立方メートルに下げられ、料金は 4,000 円から 5,250 円。超過料金は、13 ミリで 100 円から 120 円に引き上げられ、合併においての説明では、サービスは下げず、負担は軽くとの説明でした。水道料金は、低い旧町に合わせるか、引き上げる

なら激変緩和措置をとるべきであると指摘して、反対討論といたします。

議長（梶原義正君） ほかに討論の発言はありませんか。

ほかに討論がないようですので、これで討論を終結します。

これより、本案についての採決に入ります。

議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて、専決第 1 号 佐用町役場の位置を定める条例ほか、203 件の条例の制定についてを原案のとおり承認することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、結構です。

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

ここでしばらく休憩いたします。再開は 11 時 5 分、この時計で、この時計を基準にしてやります。

午前 10 時 50 分 休憩

午前 11 時 05 分 再開

議長（梶原義正君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第 2．議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 2 号・平成 17 年度佐用町暫定予算）

議長（梶原義正君） 日程第 2 に入ります。

議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて、専決第 2 号 平成 17 年度佐用町暫定予算についてを議題といたします。

提案に際する当局の説明を求めます。町長職務執行者、山口聖治君。

〔町長職務執行者 山口聖治君 登壇〕

町長職務執行者（山口聖治君） ただいま上程いただきました議案第 2 号、専決第 2 号 平成 17 年度佐用町暫定予算につきまして提案説明を申し上げます。

合併によりまして平成 17 年度の暫定予算は、職務執行者が編成し、本予算が成立するまでの間、行政運営を行うこととなっております。この暫定予算の基本的な考え方といたしまして、本予算が成立するまでの 10 月から 12 月までの 3 ヶ月間の期間とし、歳入につきましては、期間内に見込まれる収入など、歳出につきましては、人件費、施設の管理運営費、医療助成費等、事務的な経費と経常的な経費、旧町で支出負担行為済みで債務を引き継ぎ、執行する経費、災害復旧費等緊急やむを得ない投資的事業など、それぞれの会計に計上したものであります。

予算額につきましては、一般会計が 50 億 5,804 万 8,000 円、佐用町国民健康保険特別会計が 9 億 5,309 万 7,000 円、佐用町老人保健特別会計が 12 億 8,360 万 5,000 円、佐用町介護保険特別会計が 4 億 1,853 万 7,000 円、佐用町朝霧園特別会計が 3,788 万

3,000 円、佐用町簡易水道事業特別会計が 11 億 6,186 万 5,000 円、佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計が 3 億 6,139 万 3,000 円、佐用町生活排水処理事業特別会計が 4,932 万 3,000 円、佐用町西はりま天文台公園特別会計が 5,958 万 1,000 円、佐用町笹ヶ丘荘特別会計が 3,827 万 6,000 円、佐用町歯科保健特別会計が 1,274 万 8,000 円、佐用町宅地造成事業特別会計が 1,926 万 7,000 円、佐用町農業共済事業特別会計が 3,679 万 1,000 円、佐用町石井財産区特別会計が 371 万 8,000 円、及び佐用町水道事業会計が 1 億 2,212 万 8,000 円となり、14 の会計が合計で 45 億 5,821 万 2,000 円。全会計の総額で 96 億 1,626 万円となっております。

なお、暫定予算は平成 17 年度の佐用町の本予算に吸収されることとなります。

以上、地方自治法 179 条第 1 項の規定によりまして、専決処分をしたもので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

ご承認賜りますようお願い申し上げ、説明といたします。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

これより、本案についての質疑に入ります。

質疑につきましては、予算を一般会計と特別会計の 2 つに分けて行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） 異議なしと認めます。よって、そのように決します。

質疑につきましては、まず、平成 17 年度佐用町一般会計暫定予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔高見君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） どっちが先かいな。1 番、高見誠規君。

1 番（高見誠規君） 簡単なんで、今、町長が「緊急を要するものということで計上しておる」という説明でしたんで、「緊急を要するもの」いうのは具体的にどれなんかいうんだけ、簡単な質問です。

議長（梶原義正君） だれが答弁するん。総務課長か。答弁、だれ。総務課長。

総務課長（小林隆俊君） はい、お答えいたします。

主にですね、134 ページ、134、135 ですね。投資的経費といたしましては、災害復旧費、あの提案説明の中にもありましたように、134、135 ですね、これが主なものでございます。

1 番（高見誠規君） これが主なもの。

総務課長（小林隆俊君） はい。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

はい、19 番、岡本義次君。

19 番（岡本義次君） 岡本です。

もうあの、この中身ずっと尋ねていっていんですか。中身について。

そしたら、38 ページのね、10 番の弁護士の 61 万 5,000 円。これはあの中身的にどういうことを弁護士と相談されるんですか。

議長（梶原義正君） はい、総務課長。

総務課長（小林隆俊君） はい、お答えいたします。

弁護士等の関係につきましては、旧 4 町それぞれ弁護士、顧問弁護士と言われる方もおられますし、また、ほかの方法ということもあるわけですが、この弁護士相談料といたしましては、旧町のそれぞれ引き継いで、一応予算上は計上をさせていただいております。

佐用町等におきましては、その事例によりまして専門の弁護士に相談するというような方法がとられております。

〔岡本君 挙手〕

〔総務課長「はい」と呼ぶ〕

19 番（岡本義次君） そしたら、その関連で、今年度どういうことを相談されたんか、何か、そういう案件あったんですか。

議長（梶原義正君） はい、総務課長。

〔町長職務執行者「いや、いや、私」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、職務執行者。

町長職務執行者（山口聖治君） まあ、私はあれなんですけども、三日月町に限りはたくさんございます。

町民の方はすぐ「裁判にやる」とそういうことをおっしゃいます。そういうことでね、裁判、実際裁判に行くまでにこれは行政として弁護士と相談して法的にはどうなんかということ、本当に顧問弁護士以上のものは三日月町に限りたくさんあります。それはもう、申し上げても過言ではないというふうに思います。これはもう、私は町では三十何万でしたね、1 町で。これは安いもんだと思います。はい。

19 番（岡本義次君） ほんなら、三日月にはたくさんあったということでございますけれど、ほかの町はなかったんですか。

町長職務執行者（山口聖治君） いや、そりゃ、あったでしょう。そりゃ、同じこっちや。

議長（梶原義正君） はい、総務課長。

町長職務執行者（山口聖治君） 上月と三日月が顧問弁護士。これは、本予算で見直した
らええから。

総務課長（小林隆俊君） はい、お答えします。

議長（梶原義正君） はい、総務課長。

総務課長（小林隆俊君） この予算額につきましては、佐用町と、旧佐用町と三日月の
分を上げさせていただいております。その相談内容なり、上月、南光につきましては
ちょっとよう承知をしてないんですけども・・・。

9 番（岡本義次君） 佐用町は・・・。

総務課長（小林隆俊君） 特にないようすけども、これからのそういう事例が出てき
たら対応していくということの中で予算計上をさせていただいております。

〔岡本義次君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。

19 番（岡本義次君） 39 ページ。15 の 13、ホームページの作成が 200 万あがって
おりますけれど、これは新たな 4 町のホームページを新たに作ってやっていくとい
うこと
でございませうか。それとも、あのホームページの普段の出し入れについては役場の
職員の方がおやりになるんかどうか、そこら辺もちょっと教えていただきたいと思います
ます。

まちづくり課長（南上透君） それではお答えします。

ホームページにつきましては、旧の合併協のときに話し合いがされまして、旧 4 町
と広域行政と合併協の分を組み合わせた形でホームページができております。10 月 1
日から稼動はしております。それで、見ていただくには、見ていただけるようになっ
てます。それで、前の分につきましては広域のところサーバーが設置してありまし
て、その広域の職員等がやっていたいておったんですけども、今度はまちづくり
課の方が所管して動かすことになるんですけども、まだサーバーの位置が変わってま
せんので、そこへ行って、業者等の指導を受けながらやっておるという状況です。

今後のその 200 万につきましては、もうちょっと見よいものとか、いろんなものも
含めた改善せなあかんという経費で上げておる予算です。

以上です。

〔岡本義次君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） ほかに質疑ありませんか。

〔高見君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、1 番、高見誠規君。

1 番（高見誠規君） あんまり、質問せんと思とったんですけども、この当局の不誠実な答弁いうんかね、この岡本議員が尋ねた 31 万 5,000 円についてね、もうちょっと誠実な態度で答えなんだからですね、雲つかむような話ですよ、それじゃあ僕、当局の説明あかんと思うんですわ。

だから、31 万 5,000 円は何と何に使うんだと。たとえば、佐用町でも紛糾しとる仁方の補助整備の費用が何ぼで、三日月町長がこれに含まれとると言われたけど、三日月だったら何裁判しよんかと。合併したんですからやね、我々も三日月のことも知りたいし、よその町は佐用でそんなことはありよんかいと、何しとんなどということになると思うんで、もうちょっと具体的にですね、31 万 5,000 円の内訳を説明してくださいよ。

議長（梶原義正君） えっと、はい、あの、総務課長。

総務課長（小林隆俊君） はい。えっと、38 ページの 61 万 5,000 円の件ですね。

1 番（高見誠規君） うん、それも言うて。

総務課長（小林隆俊君） いや、31 万 5,000 円というたら、どこの関係かちょっとよく分からんのですけども。

1 番（高見誠規君） 弁護士報酬企画費。

総務課長（小林隆俊君） 企画費のですか。

1 番（高見誠規君） 41 ページ。

総務課長（小林隆俊君） 41 ページですか。

1 番（高見誠規君） うん。

総務課長（小林隆俊君） はい。

1 番（高見誠規君） ほな、まあ両方説明してください。38 も、41 も。

〔町長職務執行者「ほな、これ、ちょっと」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、職務執行者。

町長職務執行者（山口聖治君） あの、41 ページの企画費の 31 万 5,000 円、あの明確に答えたいと思います。

あの、実は三日月町に養鶏団地がありまして、それをある企業が買収いたしました。そのことによりまして、企業が今、力がなくなってきたおるわけなんですけれども、その買収の過程において「その土地を買い戻してくれ」とか、今、調停に持ち込まれております。そのことの費用でございます、31 万 5,000 円は。

1 番（高見誠規君） 民地なのに何で出すん。

〔町長職務執行者「え」と呼ぶ〕

1 番（高見誠規君） 役場が出すん。

町長職務執行者（山口聖治君） いや、その調停費用なんです、弁護士への。ただで弁護士がやってくれるわけじゃない。

〔高見君「いやいや」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） ちょっと待って、ちょっと待って。もう勝手に言うのは、これは困ります。

〔高見君「ほな、あの」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） じゃあ、あの 1 番、高見君。

1 番（高見誠規君） いや、あの養鶏団地の売却いうんがね、あの官地なんですか。養鶏団地だったら、僕、民地やないかと。それだったら別に調停する必要もないしと思いますし、それが 1 点とね。

それから、今、38 ページの弁護士相談料、一番かかりですけども、61 万 5,000 円についてもついでに説明してほしいですわ。

以上。

議長（梶原義正君） はい、職務執行者。

〔高見君「経過が分からへん」と呼ぶ〕

町長職務執行者（山口聖治君） あの、61 万 5,000 円の方は総務課長の方から、あの全体な。

31 万 5,000 円は、民地でありまして、民間の方が行政の方に文句を言うて調停に持ち込めば、弁護を、弁護士をはさんでやらざるを得ないという。

〔高見君「町へね」と呼ぶ〕

町長職務執行者（山口聖治君） はい、そういうことで。

〔高見君「了解」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 続いて、総務課長。

総務課長（小林隆俊君） はい。えっと、38 ページの関係の弁護士相談料でございますが、これにつきましては、佐用町と三日月町の予算残の分を上げさせてもらっており

ます。内容につきましては、こちらで聞いておるんでは、今継続の分というのは上げてないということで、今後の想定される部分につきまして計上をしておるというふうに聞いておるんですけれども。

〔高見君「何の事件」と呼ぶ〕

総務課長（小林隆俊君） いや、それは想定です。この3ヶ月の間に・・・。

1 番（高見誠規君） 起こることを想定しとんか。

議長（梶原義正君） ちょっと待ってください。これは困るんやわ。議事の整理上。発言されますか。

〔高見君「議長」と呼ぶ〕

1 番（高見誠規君） 何を想定しとんかね。そやからこういう事件が起こりそうなから想定しとんやとか、いろいろ想定の根拠がなければならね、あの、予算計上できんから、その具体的な根拠を、三日月であるか、どこでありよんか知らんけど、教えてほしいなと。

わしらも三日月のことについてもですね、もう同じ佐用町になっとんやから。まだ、ほかにあるん。

〔総務課長 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、総務課長。

〔総務課長「ちょっと、財政課長を」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 財政課長。

財政課長（小河正文君） はい、あの佐用町の場合、当初予算で置かしていただいて、さっき高見議員が言われます仁方の関係につきましては、農林水産業費の関係の農地費ですか、にまたここでも、これはページ数で言いますと84ページに弁護士報酬121万という金額が上がっております。これは、高見議員ご存知の仁方にかかる裁判費用というものであります。

そして、総務の一般管理の方に置いておりますのは、ほかの関係で事案等出てきた場合ということで当初計上させていただいた分を、そのまま移行してきたというものでございます。

〔高見君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、高見君。

1 番（高見誠規君） 具体的な案件はないということですね。了解。

議長（梶原義正君） ほかに発言は、質疑はありませんか。
 はい、福本君。

9 番（福本利基君） 9 番、福本です。
 えっと、107 ページの消防費の 19 節 郡広域行政事務組合負担金 69 万 1,000 円、
 広域まだあるんですかね。その辺回答と、次のページの委託料、13 節 委託料 はり
 ま公園都市消防業務委託料 387 万 8,000 円、これは提案説明があったように 10 月から
 12 月の 3 ヶ月分の負担金ですか。
 以上、お尋ねします。

議長（梶原義正君） えっと、だれが答弁する。はい、住民課長。

住民課長（山口良一君） はい。郡広域事務組合負担金ですけども、ちょっと私、これ、
 はっきり言って分かりません。

9 番（福本利基君） 分からんのに提案してもろたら困るやんか。

 〔住民課長「え」と呼ぶ〕

9 番（福本利基君） 分からんのに提案してもろたら困る言いよんや。

住民課長（山口良一君） それから、もう一点、はりま科学公園都市の業務委託ですね、
 これにつきましてまたこのあと提案があると思いますけれども、はりま科学公園都市
 内の一部を赤穂消防署に委託しております。その業務委託です。

9 番（福本利基君） そないに困るやつじゃないでしょ。
 10 月から 12 月までの、3 ヶ月分ですね。

議長（梶原義正君） はい、住民課長。

住民課長（山口良一君） 課長 ということですよ。

9 番（福本利基君） はい、了解しました。あ、ちょっと・・・。

 〔「広域、広域の方、聞かんかい」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） はい。

9 番（福本利基君） 広域の方、どないなってますか。

住民課長（山口良一君） 消防署の方です。

消防長（加藤隆久君） うちは上げてないですよ。

議長（梶原義正君） ほな、これは後で調査して、な。今できなんたら後でよう調

査して、せいや・・・。

住民課長（山口良一君） それで後で、調査しまして、対処するようにします。

議長（梶原義正君） それでよろしいか。今、回答できんらしいで。よう調査してお答えするということなんで。

9 番（福本利基君） いやあ、はい。

議長（梶原義正君） はい。

9 番（福本利基君） それじゃあ、これ承認できんようになってまうでしょう。

議長（梶原義正君） いや、これ質疑、これ採決までには、あのあれできるな。

〔「休憩と」呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） ちょっとしばらく休憩します。

午前 11 時 25 分 休憩

午前 11 時 29 分 再開

議長（梶原義正君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
それで、ただいま、福本・・・。

〔「開会待ってください。まだ休憩中」と呼ぶ者あり〕

〔「ベル鳴らしたか」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） 鳴らした。

〔「まだそろっていない」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） ただいま、福本議員の質問に対して答弁ができない点が 1 点あるんですが、これは採決までに答弁ができるようにちゃんと調べてくると、こういうことなんで、保留しておいて、次に行きたいと思います。
ほかに・・・。

〔福本君「もうひとつ」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） あ、もうひとつな。はい、福本君どうぞ。

9 番（福本利基君） 同じく、さっきの 108 ページの科学公園都市の委託料なんですけども、ちょっと今こちらへ口頭で 6 か月分だというような回答をいただいたんですけど、3 ヶ月分か 6 ヶ月分か、はっきりちょっとお願いいたします。

議長（梶原義正君） はい、だれが答弁するん。住民課長。

住民課長（山口良一君） 3ヶ月分です。年間に1,200万ほど支払いしているということ
なんで、まあ4期に分けて支払いしていると思いますので、3か月分ということです。

議長（梶原義正君） よろしいか。

9番（福本利基君） それやったら結構です。

議長（梶原義正君） はい、それじゃあ、ほかにありませんか。

〔岡本義次君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 19番、岡本義次君。

19番（岡本義次君） はい。47ページ、15の一番下ですね、23 町税の過誤、
還付金いうんか、ああ、納還付金、これ70万の内訳説明、お願いします。

議長（梶原義正君） だれが。税務課長。

税務課長（大橋正毅君） あの、内訳と申しまして、これは法人の過誤納いうんです
か、過年度精算いうんか、補助的に発展しております。それに対応するものでござい
ます。特に何件というわけではございません。恐らく、これぐらいいるだろうという
ことで、個人の場合、決算いうんですか、決算したとき2ヶ月以内に申告するという
ことになってますので、マイナスの場合は還付するということになってますので、過
誤納金をここに置かしていただいております。

〔岡本義次君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、どうぞ。

19番（岡本義次君） それ、法人だけ。あの、なんか、町民の方に聞いたらですね、
佐用の方で固定資産税が何とか云々というのがあって、なんか払い戻したとかいうよ
うなことちょっと聞いたけど、そこら辺は関係ないんですか。

税務課長（大橋正毅君） はい、この暫定予算に載しておる分につきましては、そうい
うものは入れておりません。

〔岡本義次君「あの」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、どうぞ。

19番（岡本義次君） ほな、それは、もう処理は済んで、あのいわゆる法人の分だ
けがこう残っておるという解釈やね。

税務課長（大橋正毅君） その分につきましては、あの処理は済んでおります。

〔岡本義次君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

〔森本和生君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、15 番、森本和生君。

15 番（森本和生君） はい。森本です。

あの、先ほども南光町の議員さんの方から、南光町の庁舎建設基金を取り崩して、それが借金になっとうというようなことのお話があったんですけども、ほかの議員さんからも「よその町のこともよう知っとかなあかん」というようなことも言われておりました。確かに、新しい町ひとつになりましたので、その辺の事情をちょっと詳しくお聞きしたいなと思いますんで、答弁をお願いします。

議長（梶原義正君） これはどこが。総務課長……。はい、総務課長、答弁をお願いします。

総務課長（小林隆俊君） ページ数はないですね、ページ数。予算にはこれが、項目がないんですけども。予算には。

議長（梶原義正君） 「今審議中の予算の項目の中には上がっておらん」と言いよんやけど、当局は。

〔森本和生君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、森本君。

15 番（森本和生君） 当然、暫定予算と言えども、これはいろいろその基金の、うちの町でも議論したんですけども、基金の、各町の基金の持ち寄りがどういうふうになっとうかというようなことも含めてね、9 月 30 日の予定というような形で一覧表はいただいたんですけども、現在、「10 月 1 日になったら基金の状況がどういうふうになっとうかということも一覧表出してください」いうことで、ちょっとまあお願いしとんですけども、その一覧表もいただきたいと思います。

それでまあ、この暫定予算も当然基金のことが載ってないということもありますけれども、その当然基金のことも知っておくべきやし、それから調査についても各町の状況がどうなっとうかということも含めて、一括でどういうふうになっとうかということも当然知っておかなんだら、新しい町の議員として住民の方から聞かれたときには返事ができませんのんで。その辺、どうですか。

議長（梶原義正君） 財政課長。

財政課長（小河正文君） はい、あの 4 町の合併したことによりますこの 9 月末をもって決算をいたしております。現段階で出納の方におきまして、各町の作業の締めといえますか、取り組んでおる状況であります。ですから、あのここで基金がいくらということも憶測で申し上げるわけにもいきません。

まだ、17 年度予算につきまして、今回提案させていただいております関係は、3 ヶ月の暫定予算という中で、来年の 3 月末までの期間ございます。そういう中で、まだ確定していない税につきましても、まだ最終段階迎えてみないと分からない状況もあります。

また、特別交付税につきましても、新生、旧町のときに県の方へ特交の要求をいたしております。それもまだ確定していないという状況で、「今回の予算につきましては各町で事業等の繰り越しの分、当然債務行為等行ったものの分を予算に計上させていただいて」という総務課長の答弁ありましたように、ですから、現段階でいくらということは、まだ出納も現在整理しておりますので、まだ出ていないのが現状であります。

〔森本和生君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） どうぞ。

15 番（森本和生君） 15 番、森本です。

基金につきましては、旧の佐用町の私の議会でも、当然南光町の基金のことについてもいろいろ議論したんですけれども、当然、今、南光町の議員さんの方から「借金で残っとう」というような形で、多分「議会否決された」というような話もされておりました。その辺のことだけ、はっきり現在どうなっとなやと。借金で残ってしとうようなこと、議会で否決されたようなことがそういうことになっとなかというようなことのお話も、ちょっと聞かしてもろといた方がええと思うんですけれども、専決というような形でこれ今、議論しよんですけどね。

議長（梶原義正君） はい、総務課長。

総務課長（小林隆俊君） 庁舎の基金の関係でございますけれども、この庁舎の基金の額等の関係につきましては、実質協議がされておられませんので、今後の課題ということをお願いをいたしたいと思います。

〔森本和生君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。

15 番（森本和生君） ほな、専決では処分されてないということですね。この何項目かあるんですけれども、これ専決で第 6 専決処分で承認というところまであるんですけれども、専決で提案上がってないということは、専決ではそれは上がらない、上がってないという、専決処分はされてないということですか。

議長（梶原義正君） はい、総務課長。

総務課長（小林隆俊君） はい、あの、基金条例は専決をいたしております、庁舎の

建設を必要だということは承知をいたしております。金額的にはどれぐらいな規模のものを建てていくのか、どれだけの基金を必要なのかというようなことまで、まだ協議を詰めてないということでございます。

〔森本和生君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、森本議員。

15 番（森本和生君） いや、それは、あの、15 番、森本です。

あ、専決でそれ処分をされて現在あるのか、現在は専決で処分されていないのかということだけ聞かしてください。

議長（梶原義正君） はい、総務課長。はい、総務課長。

総務課長（小林隆俊君） はい、ただいま申し上げましたように、金額的にはまだ整理中ということでございます。

〔森本和生君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。

15 番（森本和生君） この問題、こう押し問答みたいになりますんで、また聞くと
きがあると思いますんで、そのときにまた聞きたいと思いますんで、まあ、その辺だけ宿題ということで置いときますんで、よろしく。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

〔山本君「ちょっと、関連で」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 21 番、山本君。

21 番（山本幹雄君） 21 番、山本です。

あの、詳しく僕ら分からないんですね、南光町のことで、当然なんですけど。その南光町の議員さんが発言されとった中で「この庁舎の基金をなくすれば借金なくなる」言いましたね。「借金として持ってきたんだ」と。で、「その基金を廃止すれば、この条例で廃止すれば基金が、借金がないなるんだ」と。借金がないなったら、それだれが払うんですかということになると思うんですね。今、確かに南光町の議員さんはそう言われたと思うんですよ。ほんなら、この金どこへ行くんで、だれが払うんですかと、お金が単純にないなるんですかと。借金が消えるんですかいうたら、だれかがどっかで払うようになると思うんですけど、この矛盾は南光町の議員さんが言われたんで、僕らあから見たら不思議やなあ思うんですけど、どうなるんですか。

議長（梶原義正君） だれが答弁する。はい、総務課長。

総務課長（小林隆俊君） はい。数字的にはちょっとはつきりはちょっと覚えてないん

ですけど、2 億何ぼの庁舎基金があったということですけども、これを全部をですね、新町の南光支所に投資いたしますか、建設の規模的にみて要るのかどうかというようなことを、まずは規模的なものを、どれだけのものを建てていくのかと、金額的にはどうなのかと、これを決めないと基金としてもですね、どれだけ積み立てる必要があるのかと、それと、年度もいつどうなるのかということ、具体的にまだ協議を詰めてないということですので、その辺で借金を、全部 2 億をこの新町に返していかなければならないのか、それとも半分でもいいのかどうかというようなことも、今後の課題ということですので、検討していく状況になろうかと思います。

〔山本幹雄君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、どうぞ。

21 番（山本幹雄君） 例えばね、庁舎のそういう改築基金としての借金をそのまま持ってきて、実は庁舎はあるかないかと言うたら、ないと。まあ、これ支所ですよ、今回。で、普通、例えばどこの町でも借金あるんですね、物を建てたら。しかし、その代わり、その分だけ資産を残してるんです。

で、今回の借金というのは、ちょっと分からないですけど、詳しくは知らないですけど、今の南光町の議員さんが言われたことですから、共産党の議員さんが言われたことなんで。ただ、そこで持ってくる借金は、資産も何にもないと。ただの借金だけ持ってくるだけですね。従来の借金とは全然意味が違う借金なんです、この借金は。そうですね。

それを、南光町の共産党の議員さんが言うには、「これ持ってきたけど、潰したらもう要らんじゃないか」というような発言だったと思うんですね。で、これ「潰したら要らんじゃないか」言われたら、僕らはちょっとこんな借金だけ持ってきて潰すんかいというような話になるんで、これそんなことはどういうふうに検討するのかなと。借金だけ・・・、まあ、いいんですよ、例えば建て前持ってきて、資産も持ってきて借金なら、「そうじゃない、ここにあるじゃないか」と。車買って 100 万の車買うたら、100 万の車あるやないかと。そやけど今回の場合、南光町さんが持ってくるというのは何にもないで、ただの借金だけやで、はっきり言うて。だから、本来の借金とは全然違う。「それを潰したらゼロになるじゃないか」という発言は、これほかの町の間が言うんならいいんですけどね、南光町自身がそう言われたら、ほかの町としては「おい、ちょっとそれは変なん違うかな」という気がするんで、ちょっとどうなんかないうんだけ。

まあ、質問だけ、ちょっとしにくいかも分からんけども、あの執行者がかなり厳しいかなと思うけども、申し訳ないけど、ちょっとそこら辺だけ整理させてもらえたらなと思ひまして。

議長（梶原義正君） はい、職務執行者。

町長職務執行者（山口聖治君） あ、私の方はあんまり分からんのです。総務課長が言うたとおりの。けども、議員さんが、南光町の議員さんが言うたことに対してはね、私何のつもりで言われたかどうかわかりませんわ。

〔山本幹雄君「そりゃそうやね」と呼ぶ〕

町長職務執行者（山口聖治君） その答弁は私に聞かれても・・・。

〔山本幹雄君「ほな、あっちに聞く」と呼ぶ〕

町長職務執行者（山口聖治君） やっていただかなければ、あの議員同士で。議員とか何かでやっていただくのが筋であろうというふうに思っております。
で、私どもの行政の答弁は総務課長が申し上げたとおり。

〔山本幹雄君「申し上げたとおり」と呼ぶ〕

〔鍋島君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、鍋島君。

28 番（鍋島裕文君） それに関連して1点、財政に伺います。

今も議員から借金を持ち込んでどうのという話がありましたけども、借金にはいろいろあるというふうに思います。普通、我々借金の言う場合は、地方債残高というのが仕法でありますけども、この条例に関する繰り替え運用の借金と、まず、地方債残高、いわゆる国や機関に返さなきゃいけない借金、これとは性格が違うというふうに思うわけですけど、その点の確認。

それと、当然のことではありますが、その各町の思いでいろんな運用をされとるわけですから、自分とこのやりくりの中で必要のない基金を廃止したりどうのこうのするのは自由であります。そのやりくりの中で生まれたこの借金、それと、いわゆる地方債残高に占める借金とは性格が違うというふうに思うんですけども、この点の確認をお願いいたします。

議長（梶原義正君） えっと、だれ。財政課長。

財政課長（小河正文君） あの、議員がおっしゃるとおりで、繰り替え運用いう方法も当然あります。また、起債、町の方にですね、あの事業執行にあたって、いろんなこれもまた起債につきましても、どういうんですか、過疎債とかいろんな補助メニューもございます。ですから、起債につきましてもいろんな方法、また方法と言いますか、事業メニューによってやっておるという状況でありますので、（聴取不能）とかいうこともありません。

28 番（鍋島裕文君） 分かりました。

〔西岡君「はい、議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） ちょっと待って。よろしいか。

28 番（鍋島裕文君） また別の質問だから・・・。

議長（梶原義正君） ああ、ほんなら、ちょっと・・・。

〔西岡君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君）

はい、どうぞ、西岡議員。

31 番（西岡正君）

今、南光町の庁舎改築基金で議論をされております。この状況の中ですけれども、南光町の前町長もここには出席されてない。まあ、南光町の議会の中でやったものですから、南光町の出身の課長さん方にはご記憶があらうかと思います。

しかし、他の職務執行者、あるいは、総務課長については、どういう状況なのかと非常に把握しにくい、そういう状況だと思います。そういう中での議論でありますので、きっちりと今後の誤解のないことをやらなければならないと私はこう思います。

で、先ほど森崎前南光町の議員が、「この庁舎改築基金条例を廃止すれば、借金を持ってこなければ、借金がなくなる」と、こういう質問でございました。しかしながら、南光町の議会でこの条例廃止云々につけて審議をした結果、議会は「廃止は困る」と否決をしたわけですから、それは現実的に残っておるということであります。

ただ、そういう状況の中で、南光町の庁舎の現状でありますけれども、まあそこまで申し上げなければ分からないかと思っておりますけれども、だれが見ても今の庁舎がもう建て替え、築 50 年でありますんで、山崎断層等もございます。そういう状況の中で、職員が安心して働ける場所とは私は決して思っておりません。従いまして、いずれやり替えなければならないだろうというのは、南光町議会の以前からの懸案であります。

で、そういう中で先輩の議員の皆さん方がですね、何とか庁舎を建て替ええななんということで町長にもお願いし、そして 2,000 万ほどずつの基金が 10 年で 2 億 2,950 万貯まったということですね。そういう状況の中で、まあ、今度は本庁でありません、支所でありますから、必ずしも 2 億 2,950 万すべてかかって支所を建てなければならないということではないと思います。

けれども、そういう条例が議会で廃止されて、そのまま残っておるということは、これ現状です。これは、旧町から新町に移行するということは、その借金がそっくり新町に移行すると。ですから、南光町の 2 億 2,950 万は、新しい町が払わなければならない。これは、南光町の議会と町長の中でのやりとりでそのようになっていると。従いまして、私たちは「新町が払っていただけるんだ」とそういう解釈をしておりますし、当時の町長の答弁がそうでありました。「この借金はだれが払うんだ」という話の中では、「これは新町が払っていただきます」ということでございます。

ただひとつは、繰り替え運用というものがございます。繰り替え運用で、当初繰り替え運用で 2 億 2,950 万、財政厳しい中でそれをさしてほしいということでございましたので、そうでないと当初予算が組めないということで議会が了解をいたしました。「取り崩しは駄目ですよ。繰り替え運用は法で認められてますからよろしいよ」ということでもございましたけれども、その後繰り替え運用についていろいろと議論をしてきたわけであります。本来から言うと、これは県の、県民局の西播磨県民局の財政担当の係長、県の財政担当の赤松さん、そして総務省の行政局の青木さんという方が「この繰り替え運用は間違ってますよ」ということもはっきり言われております。けれども、町長はなおかつ直すつもりはございません。繰り替え運用というのはご存知のように単年であります。1 年で使用して、1 年で払わなければならない。けれども、元々 1 年利息払って、4 年で払いますよという繰り替え運用はありません。これを私たちは指摘してきました。けれども、それはなおかつ直さずに現状に至っておるわけです。

従いまして、南光町の、旧南光町の住民はですね、今の庁舎については水害が起きても、また対策本部にも匹敵するようものでなければならぬし、そういう状況で今の庁舎がいつ建て替えられるんだろうかと、これは議会だけではありません。住民の懸案であります。

しかし、現実的に 2 億 2,900 万は借金で持ってきたということは、これ事実であります。従いまして、その中で新町にあたってはですね、いち早く計画をさせていただいて、それを財源に 5,000 万要するのか、1 億要するのか分かりませんが、今の中で小林担当課長の説明は、2 億 2,950 万要するのか、5,000 万で済むのか分からないということ。これは決して間違っていない。これは正しいと思います。

しかしながら、私たちは少なくとも 2 億 2,950 万は新町に移行する以上は、その基金はあるんですよということで解釈していただかなければ、私は移行したことにならないと。ですから、現実的には庁舎改築基金については、2 億 2,950 万は借金で持ってきたということは、これは事実であります。その 2 億 2,950 万が何に使われたかということまでは私は分かっておりますけれども、ここで言いません。そんなこと申しますと、これは大変なことになりますので、ひとつご理解を賜りたいと。

以上です。まあ、簡単ですけども、そういう説明なんで、よろしくお願いします。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。はい、鍋島君。

28 番（鍋島裕文君） はい、28 番。

いや、もう今の関連ではありません。

えっと、じゃあ、44 ページでちょっとお伺いしたいんですが、負担補助金及び交付金の中で、一番最後に看板等再整備事業補助金 800 万円が計上されております。

これでお伺いしたいのは、この内容はなかなか町民が非常に期待していた内容でありますから、取組み現状と、それからもう 1 点、周知徹底というのはどうなのか。あの、「知らない」という声もよく聞くので、その辺りはどうなのかについて説明願います。

議長（梶原義正君） これは、だれが言うん。はい、総務課長。

総務課長（小林隆俊君） この看板等の再整備事業の要綱等につきましては、旧町の間にそれぞれ制定をしていただきまして、それぞれ周知を広報等によりまして、周知をしていただいております。今、総務課の方に何件が結構上がってきておる状況でございます。それとですね、暮らしのガイドブック、これらにも載して PR はしております。これが不足ということになれば、また防災行政無線等でもお知らせしてもいいのかなというふうには感じておりますけれども、現在の取組み状況は以上のような状況になっております。

〔鍋島君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、どうぞ。

28 番（鍋島裕文君） 町民からはね、これは合併時のごたごたという事情もあるんだけど、その要綱の、申請書や何やらが支所にはなかったとかね、そういった、あの、いや、その、今はあるでしょ。合併時ですよ、なかったということで、そういう

実態もあったんですね。その辺りでガイドブックに出とるから、広報で知らせたから周知できてるというのは、それは残念ながらそうでない現実がありますので、この周知徹底には相当力入れてもろてやっていただきたいというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（梶原義正君） はい、総務課長。

総務課長（小林隆俊君） 行政無線等でも周知をしていきたいというふうに考えております。

〔鍋島君「そうやな。はい。」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

〔西尾君「はい、議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、どうぞ。

37 番（西尾誠君） 37 番、西尾です。

えっと、40 ページとか 42 ページ、45 ページとね、それぞれ節の委託料で警備委託料というのがかなり上がっておるんです。

これ、3 ヶ月間の間に、例えば 40 ページの警備委託料ですね、30 万 4,000 円ですか。それから 42 ページの支所及び出張所についても 25 万 5,000 円の委託料が上がっておりますし、大きいのであれば、68 ページ、保育所の委託料ですか、23 万 7,000 円。それから、88 ページのあじわいの里の運営費、これも警備委託料で 23 万 7,000 円と。こういう形で、警備委託料がかなり上がってとんですよ。で、この 3 ヶ月の間にね、どういうその催しいうんですか、行事いうんですかね、それに対する警備委託料なんでしょう。総務課関係とか、本庁なんかですと金庫なんかありますから、その辺の警備を定期的にやられるのか。

わずかこの 3 ヶ月の間にこれだけの警備は、やはり計画的にされて上がってきたものと思うんです。その辺、40 ページからかなりあります。説明お願いしたいんですが。

議長（梶原義正君） ちょっと、職員分担表は担当課のもらってますけど、そんなこと簡単によく覚えておりませんので「だれが答弁するんじゃ、答弁するんじゃ」いうて聞くようなことないように、これはこの課で答弁するんじゃという人は手を挙げていただきたいんです。そしたら、スムーズにいきますので。ひとつ頼んでおきます。

〔財政課長 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） はい、この警備委託料につきましては、まず 40 ページで言いますと、本庁舎、セコムの関係を設置いたしております。ですから、ほかの関係につきましても同様にですね、そことこの費目で計上させていただいておるということでございますので、一括で上げてはおりません。各項目によりまして計上させていただ

いております。

〔西尾君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、どうぞ。

37 番（西尾誠君） そうしますと、これずっとひらったんですがね、15 ぐらいあるんですよ、警備委託料が。これ全部、セコム関係に理解して、それで間違いないんですか。今言われた本庁についてはそうと思いますけどね。あとね、陣屋館とかそれから陶芸館とか、まあ情報文化センターはこれはセコムあると思いますけどね。それと学校管理費とかね。かなりの警備委託が出とんですよ。

議長（梶原義正君） はい、担当課長。

福祉課長（内山導男君） はい。えっと、私ども福祉課が所管しております関係で、ページ数で言いますと、68 ページの保育所で警備委託料 23 万 7,000 円出てると思うんですが、これにつきましては、三日月保育所が、保育園がセコムを入れておりますので、その経費を計上されております。

議長（梶原義正君） はい、よろしいか。

〔西尾君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、どうぞ。

37 番（西尾誠君） ほな、あの大体こう設備のあるところはセコムが入っておると思いますので、はい分かりました。で、ひとつね、林業費の中でね、92 ページですか、4 万 9,000 円ですけども、これ、警備委託料入っとなんですよ。これはどういう、町が責任を持って伐採とかそういう……。業者に渡すのであれば、当然業者が警備の方はつなぎ、その入札とかそういった中に入っとうと思うんですが。

議長（梶原義正君） はい、担当課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 木工館、四十……。いやもとい、92 ページの 4 万 3,000 円、これにつきましても、木工館の警備委託ということでセコム関係。それから、あじわいの里につきましても、セコム、施設管理ということでセコムに警備を委託しております。年間契約しておりますて、この 12 月まで支払う分を計上させていただいております。

議長（梶原義正君） よろしいか。

37 番（西尾誠君） はい、いいです。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） ほかに質疑・・・。

〔鍋島君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、鍋島君。

28 番（鍋島裕文君） えっと、じゃあ、28 番、鍋島です。

43 ページのひとつは自治振興費、これの工事請負金 1,800 万円。これの内容説明をお願いいたします。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、担当課長。

まちづくり課長（南上透君） 課長 この分については、まちづくり課の方になりますんで、お答えさせていただきます。

この内容につきましては、旧町分の関係でありまして、久崎の集会所分の 13 番の委託料は設計管理委託料ですし、工事が集会所の建・・・、新築工事になっております。面積的には 109 平米ほどで、実質は入札をされておりまして、9 月から 3 月までということで久崎産業さんがとられて、工事にかかっているという状況の内容です。

議長（梶原義正君） よろしいか。

28 番（鍋島裕文君） はい、それで分かりました。

議長（梶原義正君） ほかに。

〔山田君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） えっと、どっちが先だった。はい、山田君。

42 番（山田勇君） 42 番の山田でございます。

えっと、資料の中で 125 ページ、南光文化センターの件でちょっとお聞きいたします。

この清掃、施設清掃委託料もそうですけれども、次のページの 126 ページです、モップの使用料が 39 万円あがっておりますけれども、これ間違いないんでしょうか。ちょっとお尋ねします。

南光の文化センターのモップの使用料が 39 万円。ちなみに、去年は年間で、決算額で 20 万 5 千 8 百・・・、584 円の決算であがったんですが、3 ヶ月で 39 万円のモップ料というのはちょっと合点がいきませんので、お答え願います。

議長（梶原義正君） はい、担当課長。

南光支所長（森崎文和君） お答えします。39 万円、私も今見まして、間違っているんじゃないかと思うので、申し訳ありませんけども、確認させてもらいます。あの、間違っていましたら、また補正の・・・。
あ、そっち分かる。

〔福祉課長「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、担当課長。

福祉課長（内山導男君） すいません。私、前任だったもので、これにつきましてはですね、基本的にダスキンさんの方へお願いしております。玄関マット、それからモップ、ペーパータオル等のすべての使用料がここで一括で入ってしまって、その説明がこういう形になってしまったんだと思います。それでご理解いただきたいと思います。すべて玄関マット、それから、土足にしておりますんで、玄関マットが 2 箇所、それからトイレのペーパータオル等もすべてここに含まれております。

〔福祉課長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） ほかに。

〔山田君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、どうぞ。

42 番（山田勇君） ついでのことでお聞きしておきますけれども、この予算の中では、施設清掃委託料が 30 万円計上されておりますね。それからまた、シルバー・・・、126 ページは、シルバー人材センター業務委託料が 11 万 2,000 円あがっております。これも、去年は施設、シルバー人材センター清掃委託料として、年間で 37 万 2,360 円の経費でやっておりますけれども、これもちょうとこう合計しますとね、二つ同じことをやってるんだと思うんですが、項目が挙がっておりますけれども、どういう分け方でこういうことになっとなんでしょうか。お伺いします。

議長（梶原義正君） はい、担当課長。

福祉課長（内山導男君） あのシルバーの委託経費は例年のとおりであります。それ以外の清掃委託料 30 数万につきましては、年に一度ワックス等の処理を年末にずっと行ってまいりました。今回は、今まではそのワックスの上塗り、上塗りをしておったんですが、もう 5 年以上やっておりませんので、今度ワックスをすべて剥離して、再度ワックスがけをするということで、去年の南光町の予算に比べて若干多めの予算を、南光町の、旧南光町の当初予算で置かしていただいたものをそのまま年末に事業発注となりますので、そのまま移行させていただいております。

議長（梶原義正君） よろしいか。

〔山田君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。

42 番（山田勇君） それじゃあ、そのワックスはこの 3 ヶ月以内にやられるんですね。いらわれるんですね。

議長（梶原義正君） はい、担当課長。

福祉課長（内山導男君） いつも年末に窓・・・、外観の窓の清掃を、それから館内のワックス、それから防虫処理、すべてひっくるめて年末にやるということで、この暫定予算の中に上げさせていただいております。

42 番（山田勇君） はい、了解しました。

議長（梶原義正君） はい、よろしいか。え、ちょっと・・・。

〔西岡君「はい、お願いします」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。

31 番（西岡正君） あ、今の質問でね、「年末にやります」って。これ、専決で暫定予算なんです、そんな暫定予算は組めるんですか。暫定予算でしょ。それで、専決でしょ。暫定予算と専決と、よう把握しながら答弁皆さんしてください。

どうでもやらなければならないということなんです、3 ヶ月以内に。そして、どうでも必要で上げなければならないというのが専決ですよ。暫定予算もそうです。1 年のものをそっくり上げてくるっていうのがおかしいんです。新町に移行して、新町の新しい町長ができて、新しい予算を組むまでは、「それまではこれだけ要りますから組みました。それから先、これだけ要るんですよ」というのが暫定予算じゃないんですか。

そこらちょっと十分考えて答弁していただかないと迷います。本来の専決なのか、本来の暫定なのか。そしたら、今度本予算は組まなくてもいいような状況になるじゃないですか。今もそのいうダスキ、3・・・、何でしたか 30 何万言うたんですけれども、「全体の中での 3 ヶ月分のもんがこれだけですよ」というんなら理解はできる。「1 年分だ」と言われたら、この専決はおかしいし、暫定もおかしくなってくる。ですから、そこらをよう把握して答弁してください。私聞いてますけれども、ちょっとおかしい気がします。

議長（梶原義正君） はい、担当課長。

福祉課長（内山導男君） はい、あの、ちょっと僕ばかりおかしいんですが、その清掃に関しましては、毎年文化センターの空き状況等もありましたので、年末に 1 回ということで、この暫定予算の期間内、10 月から 12 月までに事業執行させていただきたいということで暫定予算組まさせていただいております。

〔西岡君「年末やろ」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、どうぞ。

福祉課長（内山導男君） はい、年末……。12月。

31番（西岡正君） 年末にということやね。

福祉課長（内山導男君） はい、12月にということです。

31番（西岡正君） そしたら、その言われる新町の予算には間に合わないということですね。

福祉課長（内山導男君） はい。

31番（西岡正君） それだったら理解できるんです。今までの話の中でもね、それだけじゃないんです。答弁されとうけど、そこらの話がちょっとね、私は頭に引っかかるところがあるものですから、ようその辺……。

議長（梶原義正君） あ、しばらく休憩に入ります。再開は、何時にしよう。1時半か……。

事務局 これでもうないか、今の一般会計に……。

議長（梶原義正君） いや、いや、まだ、まだある言うた。提案、岡本君が今、手挙げとんや。それじゃあ、1時半に再開いうことにします。

午前12時05分 休憩

午後01時30分 再開

議長（梶原義正君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
まず、再開冒頭に、9番福本議員の質問に対して保留になっておりました件について、消防長から答弁させます。

消防長（加藤隆久君） はい。午前中ですね、福本議員さんの方からご質問のありました、107ページ10目の19節 負担金補助及び交付金 のですね説明で、郡広域行政事務組合負担金69万1,000円計上させていただいております。これはですね、説明書きが間違っておりまして、申し訳ございません。ちょっと訂正をしていただきたいと思います。消防職員研修費69万1,000円でございます。消防職員研修費でございます。そういうことでよろしくお願いいたします。
以上です。

議長（梶原義正君） 福本議員、よろしいか。

9番（福本利基君） ちょっと、研修費だったら負担金補助及び交付金でいいんですか。

消防長（加藤隆久君） 研修費負担金で・・・。

議長（梶原義正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） 研修費負担金で今まで置かしていただいておりますので。

9 番（福本利基君） 研修費負担金で。

消防長（加藤隆久君） はい、それでお願いしたいと思います。

9 番（福本利基君） はい、了解しました。

議長（梶原義正君） よろしいか。

消防長（加藤隆久君） はい。

議長（梶原義正君） それでは、一般会暫定予算についての質疑を続けます。
どなたかありますか。

〔岡本君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、19 番、岡本君。

19 番（岡本義次君） はい、19 番、岡本です。
えっと、何ページや、これ、66 ページ。民生費、10 番の児童福祉、13 番 委託料、
子育ての家庭ショートステイの事業委託料 7 万 5,000 円と、その下の 15 番の児童措置
費の全般についての中身の説明をお願いします。

議長（梶原義正君） これ、だれが。いや、これ 2 つに分かれとう。はい、担当課
長。

福祉課長（内山導男君） ちょっと後の方はあの、はっきり分からなかったんですが。

19 番（岡本義次君） えっと、15 番のね、児童措置費ってあるでしょう。その、民
生・・・。

福祉課長（内山導男君） はい、はい。もちろん。

〔「15 の・・・」と呼ぶ者あり〕

19 番（岡本義次君） それの 20 の分。

〔「補助費の」と呼ぶ者あり〕

19 番（岡本義次君） はい、はい。全般説明。

福祉課長（内山導男君） その前に、あの、10 目の子育てショートステイもおっしゃいましたですね。

〔岡本君「はい」と呼ぶ〕

福祉課長（内山導男君） はい、じゃあ、66 ページの 10 目の児童福祉総務費の 13 節委託料で、子育てショートステイの事業委託料の中身であります。これにつきましては、あの通常保育所やなんかで預かってない子供が親御さん、保護者等の短期間の都合で、何日間か預けたいと言われた場合に、お年寄りのショートステイと同じように預かるその委託金であります。今のところきちとした該当者というのではないと思います。こういう事例が発生すれば、この費目を出していただくという格好になります。

19 番（岡本義次君） ほんなら、予備に上げておるとのことやね。

福祉課長（内山導男君） はい。

19 番（岡本義次君） はい。

福祉課長（内山導男君） それから、えっと、次のページの扶助費の母子家庭の医療費につきましては、母子家庭の医療費等の扶助費でありまして、いろいろかかったものについて精算するという形の、あの医療費でございます。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。
ほかに質疑がないようですから、これで質疑を終わり・・・。

〔敏森君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 何番やったかいな、敏森君。

41 番（敏森正勝君） 41 番。

38 ページの総務管理費の委託料でございますが、マイクロバス運転委託料、これ 90 万円ということで上がっております。これにつきましては、それぞれの各旧 4 町についてのマイクロバスが 1 台ずつあったと思いますが、これにつきまして、委託契約の 1 本化がされているのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

議長（梶原義正君） だれが。はい、総務課長。

総務課長（小林隆俊君） お答えをいたします。マイクロバスの運転委託料 90 万の関係ですけれども、この委託料につきましては、南光町で委託をされておる負担が 3 月までということになっておりまして、これを引き継ぐようにいたしております。

それから、マイクロバスの運転手といたしましては、現在総務課の正職員の 1 名と、それから、三日月の関係といたしましては、社協からの委託ということで、そちらの方へお願いをしてマイクロバスの運行ということでいたしております。

4 台それぞれマイクロバスはあるわけでございますが、現在、運転手としては 3 台、

3人の中で、今、運転業務、マイクロバスの貸出等を実施をしておる状況でございます。

議長（梶原義正君） よろしいか。

〔敏森君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、敏森君。

41 番（敏森正勝君） 合併ということで、10月1日からこういう形になっておりますので、一本化でひとつお願いをしたいなと思います。できるだけこれは早くやってもらうのが普通じゃないかなというふうに思っておりますので、ひとつお願いしたいなと思います。

それから、もうひとつだけ、ひとつお願いしたいんですが、44ページの放送施設管理運営費でございますが、役務費と委託料に、これは電波委託料やとか、それから防災行政無線設置委託料がございます。これにつきましては、各旧町単位の状況で今なっておるんじゃないかなというふうに思っております。それは、電波の周波数が違うということの状態の中であってんじゃないかなと思いますが、防災行政無線でございますので、一本化になるように周波数をひとつ早めにやっていただきたいなというふうに思いますが、どうでしょう。

議長（梶原義正君） はい、担当課長。

まちづくり課長（南上透君） 課長 それでは、お答えさせていただきます。

委託料の分につきましては、現在の放送施設の報酬管理の委託料でありまして、旧佐用町の分と旧南光町の分が入っております。

それから、放送につきましては、今のところは一本化にご指摘のようになっておりませんので、現在佐用町の、基本的には佐用町で吹き込んで、各支所にテープを配って放送させていただいてとんですけども、佐用の放送の分のテープが壊れてますので、上月に行って吹き込みをさせていただいて、それを各町に配って、昼からぐらいに担当者が行って吹き込んで、5時、時間内にとりあえず配付をさせていただいて、夜なりその放送にしておるということであります。

それで、当然統一するという話もお聞きしてます。それをできるだけ早く進めて、本庁の方から一括して放送できるというようなことを聞いとんですけども、今のところちょっと予算等の措置もされておられませんので、今後の中で協議しながら、できるだけ早く進めたいというふうには思っております。

議長（梶原義正君） はい、よろしいか。

〔敏森君「結構です」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

〔岡本義次君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、ちょっと待って。向こうの方が早かった。19番、岡本

義次君。

19 番（岡本義次君） 19 番。84 ページ、40 番の農地費の同じく 8 番のですね、弁護士報酬 121 万円。これについては何かこういう案件が、これから起ころうとしておるもんか、そこら辺どんなんですか。

議長（梶原義正君） えっと、それは、だれが。はい、担当課長。

財政課長（小河正文君） 午前中、ちょっとお伝えさせていただいたんですが、この農地費に限ってで、弁護士報酬 200 万、これあの佐用町の中での、現在は場整備の絡みます関係について現在裁判中であります。ということで、それについて計上させていただいております。

〔岡本義次君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、どうぞ。

19 番（岡本義次君） それ、どこの部落のどこら辺ですか。場所的に。

〔「江川」と呼ぶ者あり〕

19 番（岡本義次君） はい、分かりました。

〔井口君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、3 番、井口君

3 番（井口春美君） あの、簡単な質問なんですけども、44 ページに・・・。

〔議場騒然〕

議長（梶原義正君） ちょっと静かにお願いします。

3 番（井口春美君） 44 ページの負担金及び交付金の中でですね、看板等再整備事業補助金というのがあります。これは恐らく、町名が変わりしたもので看板等だと思うんですけども、内容的にはそういうことなんでしょうか。

議長（梶原義正君） だれが。はい、総務課長。

総務課長（小林隆俊君） はい、これにつきましては、午前中にも説明をさせていただきましたけども、町名の変更に伴う再整備事業の補助金ということでございます。

議長（梶原義正君） よろしいか。

3 番（井口春美君） はい。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） ほかにないようですので、これで質疑を終わります。

〔山本君「これ、聞いていいですか」と呼ぶ〕

21 番（山本幹雄君） これ、朝の話の続きになるんですけども、この企業会計だけではなくして、基金等そういう財政一般、全般についてね、今日朝、南光町の議員の方から説明ありましたね、質問が。あの、庁舎改築基金について。その点について、ちょっとその後、職務執行者は「議員の発言なんで分かりません」という発言がありました。ということなので、私ちょっと南光町の議員にその件について質問して、ちょっとそれ以降勉強させてもらたということがあるんですけども。

その中でちょっとはっきりして、ひとつしていただきたいのは、結局その基金を持ってきて、それを取り崩すのであるならば庁舎は建てないのか、それとも、そのまま基金を借金として残しておくんだったら庁舎を建てるのか。結局そこら辺がよく分からないままにちょっと終わったなと。だから、借金を借金として残しておくんだったら、そうか、僕ら当然、庁舎建てるということに関しては問題ないと思います。

今日朝、午前中、木村議員が言われとったように、「山崎断層があるんや」と。「非常に危険や」と。そういう部分において、旧庁舎、上月でもそうですけども、当然防災の拠点になると思うんです。で、そういう部分において必要なものは絶対必要やと思うんです。

で、必要として建てるのであるなら当然基金として残しておくべきだろうし、ただそうではなくして、山本議員、あの、山本いうんじゃないくて、俺のことや。森崎議員が言われるようにですよ、「これは取り崩してもたらえんだ」と言うのであるなら庁舎はもう要らないのか。そこら辺をちょっとはっきりどっちなんかというのを伺いたいと思うんです。

議長（梶原義正君） はい、職務執行者。

町長職務執行者（山口聖治君） あの、その前に職務執行者というのは、その……。いや、本当の話。政策的なことはできないというのが前提です。ですから、庁舎を建てる、建てない、そういうことは新町長がやはり政策的なものをきっちり皆さん方に提示して、それを決めていただく。そのことを頭に置いてですね、私の方から答弁を引き出そうとしても、それは言えない。それはご理解いただきたいと思う。

21 番（山本幹雄君） いや、いや、それは分かりました。

町長職務執行者（山口聖治君） はい。ですから、その数値的なものはね、ただしこれは、暫定予算の中で言うておられるのが、専決なのか暫定なのかというところ辺の問題もあります。ですから、そこら辺は私が数値的なことを言えばいいんでしょうけど、それは総務課長の方に言わせますけども、ただいまご質問のように職務執行者がどういうふうにとか何とかというのは、それは私はいかに言われても差し控えたいというつ

もりです。

21 番（山本幹雄君） 分かりました。

町長職務執行者（山口聖治君） ご理解いただきたい。

21 番（山本幹雄君） はい、分かりました。

議長（梶原義正君） よろしいか。

21 番（山本幹雄君） はい。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） はい、19 番。

19 番（岡本義次君） 19 番、岡本です。
えっと、98 ページ。

〔「終わったん」と呼ぶ者あり〕

19 番（岡本義次君） え、終わった。えっと、20 の道路新設。

議長（梶原義正君） いや、終わりかけとった、「終わる」言いかけとったんや。言うてしてもてなかったんや。

19 番（岡本義次君） 道路新設、20 ね。その 15 番のですね 2 億 1,790 万、工事請負、この場所と中身の説明。その下の 17 番 公有財産の購入費、土地購入で何平米で金額、単価何ぼだったんか、そこら辺分かったら教えてください。

〔建設課長「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、担当課長。

建設課長（野村正明君） お答えをさせていただきます。

暫定予算でございますので 9 月末までに入札をし、契約をした部分をですね、上げさせていただいておりますけど、いただいておりますけれども、私が今日現在掌握しておるのは、旧佐用町・上月町・三日月町においての工事請負代金、並びにそれに関連する土地購入費でございます。単価等についてはまだ承知しておりません。よろしくお願いします。

19 番（岡本義次君） はい。

議長（梶原義正君） いい。

19 番（岡本義次君） そしたらまた後でもゆっくり教えてください。

議長（梶原義正君） はい、担当課長。

建設課長（野村正明君） お時間があれば、お越してください。よろしくお願いします。

議長（梶原義正君） はい、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。
続いて、平成 17 年度佐用町特別会計等についての暫定予算について質疑を行います。
質疑のある方、発言願います。

〔笹田君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、2 番、笹田鈴香君。

2 番（笹田鈴香君） 2 番、笹田です。
水道のことで、簡易水道のことでお尋ねしたいんですが。

〔「何ページ」と呼ぶ者あり〕

2 番（笹田鈴香君） いや、それがちょっと待ってください。
あの、ページ数というよりも、ちょっとこないだ、あの、故障、水道が故障して断水したんですが、結局そういうのがどこに、暫定予算の中に入っているかということも聞きたいのでお尋ねしますが、

〔「57 ページ」と呼ぶ者あり〕

2 番（笹田鈴香君） 57 ページです。まずお聞きしたいのは、水道が断水した場合ですが、あの、断水とかそのほかいろいろこう事態が発生した場合ですけども、もしした場合、町の方に連絡したんですが、合併することによって近所の方が、というか、町民の方が、「どこへ連絡したらいいのか分からない」ということがうちに問い合わせがありまして、調べまして、上月の方、上月と言いますか、前の水道課長に、佐用町に聞いてしたんですが、普通は携帯に直接、事故が発生したらかかってくるということだったんですが、そのときたまたま携帯に連絡が入らなかったんですが、その辺のそのシステム上はどういうことになっているかどうか。

それと、あの、モニターが置いてあると言われます、あったんですが、今はそれが稼動してないということです。で、今、何台これから設置されるのか、また水源地がこの 4 町一緒になってひとつの佐用町に何箇所あるかお尋ねします。

議長（梶原義正君） はい、水道課長。

水道課長（西田建一君） はい。確かにご指摘のとおり、10 月 1 日合併いたしまして、

笹田議員のおっしゃった以外に 2 件のトラブルが既に発生をしております。その対応につきましては、今現在につきましては、正常に運転しておるわけでございます。

で、水道課が上月庁舎に移転したということによりまして、今まであればすべての簡易水道につきましては、それぞれの町の水源地、浄水場との中でモニターを設置し、役場におきましてもモニターを設置し、中で常時監視できるような体制におったわけでございます。しかしながら、合併に伴いまして、上月町庁舎に行っておると状況の中で、今現在につきましては、それぞれの今までありました現場、浄水地なり水源地でのモニター監視、直視しかできない状況でございます。

その中で警報が出れば、それぞれ、今現在 4 地域ございますんで、地域割りした職員の中で警報、異常発生があればですね、それぞれの所有しておる携帯に警報が入る。それによって、即時対応をやっておるわけでございます。しかしながら、佐用の中部簡水におきまして、そのモニターが移転が、今までの佐用庁舎にありましたモニターが今現在、上月の町の方にまだ移転が完全にできてないという状況の中で、たまたま異常発生がそれぞれの担当者の携帯に警報が入らなかったということで、地元の方からの通報によって初めて担当者も知ったということで、大変給水に対して、長期間にわたりまして断水という異常を発生したわけでございます。そういったことを踏まえて早急に、今現在ですね、モニターをですね、できるだけ早く設置しですね、それぞれの担当者に異常警報が入るような、今現在やっております。

で、それから、町民からの通報の件でございますけれども、この件につきましてはですね、日曜・祭日等につきましては、本庁は日直を、本庁につきましても支所につきましても、8 時 30 分から、支所につきましては 5 時 15 分までは日直者がおります。しかしながら、夜間につきましては、支所につきましては日直者がおらないというような状況がございますんで、暮らしのガイドブックの中にも記載をさせていただいて、昼間につきましてはそれぞれの支所の方に連絡していただければですね、我々担当者の方に支所の日直者からですね、そういう異常事態の通報がキャッチできるということとなっておりますけれども、なかなか合併当初そういったことで十分な対応ができなかったということで、大変関係者のご家庭にはご迷惑をかけたなということで、最後の中部簡水につきましては、特に断水ということで、ほかの件につきましては、そこまでも至らずですね、ある程度断水という異常事態はですね、防げたわけでございます。

しかしながら、そういうこともこれからですね、ないような万全の体制を早くできるように、モニター等の移設等もですね、予算の中で完全に図っていきたいということでございますんで、よろしくご理解いただきたいと思います。

以上です。

〔笹田君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君）

はい、どうぞ。

2 番（笹田鈴香君）

あの、それで、そのモニターの設置で通報を早くこうして、通報じゃない、通報を受けて早くこう動いてもらえたらいいんですが、今も言われたように、やっぱりあの 4 町合併して体制が難しいということも言われました。

旧町でいきますと早く対応ができたと思うんですが、現在の体制ではそういう職員、こうすぐに飛んで行ける職員は何人おられますか。

〔水道課長「はい、議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 水道課長。

水道課長（西田建一君） はい、あの、水道課、今私を含めまして 10 名の職員体制で
ございます。で、若干今まで 4 町の水道担当しておる者と比べまして、若干減ったの
かなというふうな感じを持っております。で、しかしながら、それぞれ担当しており
ます担当者がですね、南光にいたしましても、三日月にいたしましても、いわゆるそ
ういう、よく分かった職員が水道課の方に配属されておりますんで、ある程度、当分
の間ですね、地域分けした中で現場対応を行っていききたいという考え方で持っており
ます。今の考え方につきましては、佐用・上月の担当、それから南光・三日月の担当
ということで、私を含めまして 2 つの地域割りの職員体制の中でやっていききたいなど。
今後、モニター等の統一を図った中で、上月庁舎の中で一本化したですね、監視を
できるような対策を 18 年度含めた中で十分議会の皆さんもご理解をいただいて、手立
てをしていただきたいなというふうに考えております。
以上です。

議長（梶原義正君） よろしいか。

〔笹田君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、どうぞ。

2 番（笹田鈴香君） なるべくね、早く町民サービスということで対応していただ
きたいと思います。特に、あのちょっとこないだも、前に佐用町議会でも言ったこと
があるん・・・、前の議会で言ったこともあるんですが、あのやはり町民の方が言わ
れますのに、今町は水道とか下水とか進めて、ほとんど出来上がって、実施、使用し
ているわけなんです、今のそのトイレはすごく最新のなものが多くて、ただこない
だ断水したとこの 1 軒の人が言われたんですが、あの、用をたした後ね、断水で水が
流せない。で、バケツで水汲んできて、田舎のことですから、池の水でもどこでも
あるわけで、それを持ってきて流したいけども、今のトイレはそれが流せないんです
ね。故障するということを言われてるということで、やはりそういうこともあるので、
水も大切です、やはりそのトイレっていうのは日常欠かせないものである、是非
そういったことも踏まえて、あの対処が早くできるように努力を今後していただ
きたいと思います。

水道課長（西田建一君） はい、あのご指摘十分踏まえまして、対応考えていきたいと
思います。よろしくお願いします。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。
質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。
これより、本案についての討論に入ります。
討論の発言はありませんか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（梶原義正君） えっと、何番だったかいな。鍋島裕文君。

28 番（鍋島裕文君） 28 番。はい。28 番、鍋島です。

一部執行上の問題もありますが、全体として暫定予算そのものであります。その点を主張し、賛成いたします。

議長（梶原義正君） ほかに討論の発言はありませんか。
ほかに討論の発言がないようですので、これで討論を終結いたします。
これより、本案についての採決に入ります。

議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて、専決第 2 号 佐用町、平成 17 年度佐用町暫定予算についてを原案のとおり承認することに賛成の方、挙手願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） 挙手、全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 3. 議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 3 号・字の名称の変更）

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 3 に入ります。

議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについて、専決第 3 号 字の名称の変更についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。

町長職務執行者、山口聖治君。

〔町長職務執行者 山口聖治君 登壇〕

町長職務執行者（山口聖治君） ただいま上程いただきました、議案第 3 号、専決第 3 号字の名称変更につきまして提案説明を申し上げます。

地方自治法第 260 条の規定によりまして、大字「中山」が重複するため、関係集落及び合併協議会の協議の結果を踏まえ、旧佐用町「中山」を「佐用町東中山」に、旧上月町「中山」を「佐用町南中山」に字の名称を変更したので、同法第 179 条第 1 項の規定に基づきまして専決処分をしたものであり、同条第 3 条の規定により報告し、承認を求めるものであります。ご承認賜りますようお願い申し上げ、説明といたします。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。
本案について質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） はい。質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

す。

これより、本案について討論に入ります。

討論の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） はい。討論の発言がないようですので、討論を終結します。

これより、本案についての採決に入ります。

議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについて、専決第 3 号 字の名称の変更についてを原案のとおり承認することに賛成の方、挙手願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） 挙手、全員と認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 4．議案第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 4 号・佐用町指定の金融機関の指定）

議長（梶原義正君） 次は、日程第 4、議案第 4 号 専決処分の承認を求めることについて、専決第 4 号 佐用町指定の金融機関の指定についてを議題といたします。

提案者に対する当局の説明を求めます、提案に対する当局の説明を求めます。

〔町長職務執行者 山口聖治君 登壇〕

町長職務執行者（山口聖治君） ただいま上程いただきました、議案第 4 号、専決第 4 号 佐用町指定金融機関の指定について提案理由を、説明を申し上げます。

地方自治法第 235 条及び地方自治法施行令第 168 条第 2 項の規定によりまして、合併協議会の協議の結果を踏まえ、兵庫西農業協同組合を佐用町指定金融機関として指定して、公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせるため、同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決を、専決処分をしたものでありまして、同条第 3 条の規定により報告し、承認を求めるものであります。

ご承認賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

これより、本案についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） 質疑がないようですので、これを、これで質疑を終結いたします。

これより、本案についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） 討論もないようですので、これで討論についての、本案についての討論を終結いたします。

これより、本案についての採決に入ります。

議案第 4 号 専決処分の承認を求めることについて、専決第 4 号 佐用町指定金融機関の指定）についてを原案のとおり承認することに賛成の方、挙手願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、挙手全員と認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 5．議案第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 5 号・西播磨広域行政協議会を設ける地方公共団体の数の増減及び規約の変更）

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 5 に入ります。

議案第 5 号 専決処分の承認を求めることについて、専決第 5 号 西播磨広域行政協議会を設ける地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。

町長職務執行者、山口聖治君。

町長職務執行者（山口聖治君） はい。

〔町長職務執行者 山口聖治君 登壇〕

町長職務執行者（山口聖治君） ただいま、上程いただきました議案第 5 号、専決第 5 号 西は・・・、西播磨広域行政協議会を設ける地方公共団体の数の増減及び規約の変更につきまして提案説明を申し上げます。

合併協議会の協議の結果を踏まえ、西播磨広域行政協議会に 10 月 1 日から新町として加入し、規約を変更することについて協議するため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分をしたものでありまして、同条第 3 条の規定によりまして報告し、承認を求めるものであります。

ご承認賜りますようお願い申し上げ、説明といたします。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

これより本案についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） ないようですので、これで本案についての質疑を終結いたします。

これより本案についての討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） 討論もないようですので、これで討論を終結します。
これより本案についての採決に入ります。

議案第 5 号 専決処分の承認を求めることについて、専決第 5 号 西播磨広域行政協議会を設ける地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてを原案のとおり承認することに賛成の方、挙手願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） 挙手、全員と認めます。
よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 6．議案第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 6 号・佐用郡佐用町と赤穂市との間における消防事務の委託）

議長（梶原義正君） 次は、日程第 6 議案第 6 号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分、専決第 6 号 佐用郡佐用町と赤穂市との間における消防事務の委託についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。

町長職務執行者、山口聖治君。

〔町長職務執行者 山口聖治君 登壇〕

町長職務執行者（山口聖治君） ただいま、上程いただきました、議案第 6 号、専決第 6 号 佐用郡佐用町と赤穂市との間における消防事務の委託につきまして提案説明を申し上げます。

地方自治法第 252 条の第 14 第 1 項の規定により、播磨科学公園都市区域内の消防事務の一部を赤穂市と佐用町と新たに平成 17 年 10 月 1 日、委託契約を締結するため、同条、同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分をしたものであり、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

ご承認賜りますようお願い申し上げ、説明といたします。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。
提案に対する当局の、もとい、あの、本案についての質疑に入ります。
質疑の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） 質疑がないようでありますので、本案についての質疑を終結いたします。

〔福本君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、福本利基君。

9 番（福本利基君） 9 番、福本です。

これ、委託契約の区域はどこに書いてある……。佐用町全域ですか。それとも、光都いうんですか、あの、中だけですか。

議長（梶原義正君） これは、だれが答弁するん。

〔「第 10 条」と呼ぶ者あり〕

〔「10 条」と呼ぶ者あり〕

9 番（福本利基君） 10 条は期間でしょう。

〔水道課長「議長、議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。担当課長。

水道課長（西田建一君） あの、合併協におりましたので、私の方から。

これにつきましては、今現……。今まで三日月町の光都 1 丁目、まあ住居ないんですけども、その区域につきましては、赤穂市の契約ということで、引き続いて佐用町光都 1 丁目を区域を限定して、赤穂市との契約を行っているということです。

議長（梶原義正君） 分かりました。

9 番（福本利基君） はい、それと……。

議長（梶原義正君） はい、もう一度。

9 番（福本利基君） 光都は別として、近隣はもう全然行かないということですか。例えば大畠ですね、三日月の、旧の。

水道課長（西田建一君） 行きません。行きません。

9 番（福本利基君） ああいうところは全然行かないと。

水道課長（西田建一君） あくまで佐用町光都 1 丁目のみでございます。

9 番（福本利基君） 要請があった場合は別ということですかね。

〔町長職務執行者「何が言いたいんや」と呼ぶ〕

〔福本君「え」と呼ぶ〕

〔町長職務執行者「何が言いたいんや」と呼ぶ〕

9 番（福本利基君） 区域がどうなっとうかいう話。

〔町長職務執行者「何が行かないのか」と呼ぶ〕

9 番（福本利基君） 委託、委託の区域です。

町長職務執行者（山口聖治君） 消防車、救急車と消防車があるだろう、どっちかに。どっちも行きません。

9 番（福本利基君） 行きません。

町長職務執行者（山口聖治君） 今のところ。

議長（梶原義正君） よろしいか。

町長職務執行者（山口聖治君） 今のところですよ。

議長（梶原義正君） ほかに質疑ありませんか。
質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。
これより、本案についての討論に入ります。
討論の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） 討論の発言もないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより、本案についての採決に入ります。
議案第 6 号 専決処分の承認を求めることについて、専決第 6 号 佐用郡佐用町と赤穂市との間における消防事務の委託についてを原案のとおり承認することに賛成の方、挙手願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、挙手、全員と認めます。
よって、本案は原案のとおり承認されました。
しばらく休憩いたします。
再開は 2 時 20 分から。

〔「聞こえません」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） 2 時 20 分から再開します。

〔「何があるん、あと」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） いや、ちょっとあるんです。休会中のあれがあるんです。

〔「もうやってもて、今からついでにやったらええ」と呼ぶ者あり〕

〔「あかんがな、配らなんたら」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） これちょっと配ったりせなんたら、とりあえず休憩します。

午後 0 2 時 0 5 分 休憩

午後 0 2 時 2 0 分 再開

議長（梶原義正君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第 7．所管事務調査について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 7 に入ります。

日程第 7 は、所管事務調査についてであります。

お諮りいたします。閉会中の各委員会の所管事務調査については別紙のとおり申し出いただいております。別紙申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決します。

ただ、あれちょっと一言お断りしておきますが、あの、日にちなんかが明日の予定だったとか、いろんなどこでちょっと訂正箇所がありますので、あの、もうご承認いただいた後ですけども、ちょっと言いますので訂正お願いします。

事務局長（岡本一良君） それでは、あの、失礼します。

明日、お配りしようと思っておったんですが、議事日程早く進んでおりますので、日付が「17 年 10 月 13 日」とありますが、「12 日」にご訂正お願いしたいと思います。

それから、あの、裏のページ、別紙なんですけど、1 番の「総務常任文教委員会」とありますが、これも訂正しようと思ったんですが、あの、今日配るようになりましてので、「文教」を、あの、消していただきたいと思います。「総務常任委員会」というふうにお願いします。

以上です。

〔「名前」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） 何。

〔「金谷君」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） 金谷君を・・・。

事務局長（岡本一良君） それから、あの、議会広報特別委員会の委員長の金谷さん、英志さんの横に「王」があるんですけども、これをちょっと消していただきたいと思います。
はい、以上でございます。

議長（梶原義正君） お諮りいたします。本臨時会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。会議規則第 7 条の規定によりまして、本日で閉会いたしたいと思っております。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） ご異議なしと認めます。従いまして、本臨時会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。第 1 回佐用町臨時議会を閉会いたします。

閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

昨日、今日と 2 日間にわたりまして、明日議会であったわけでありましてけれども、その間に議会構成といろいろなことがありましたけれども、まああの、特に本日は、私、年甲斐もなくちょっとあの緊張しすぎておりまして、いろいろ不手際なことがたくさんあって恥ずかしい思いをいたしておりますけれども、まああの、皆様方のご理解とご協力によりまして、すべての議案が、あの、準備されておりましたものが、明日までの予定でありましたものが今日で終わるというように、本当にあのスムーズな運営に、大変ご理解とご協力をいただきましたことに、心から厚く御礼を申し上げますと同時に、今後もひとつ、このようにスムーズにいきますように、ひとつご協力のほどをお願い申し上げまして、閉会にあたりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。

なお、当局の皆さんには非常にあの合併当初でそれぞれ忙しい中を、この臨時会の運営にご協力いただきまして誠にありがとうございました。どうぞ、明日からまた従来の業務で非常にお忙しいと思っておりますけれども、大いに頑張っていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

では、ここで職務執行者のご挨拶をいただきます。

町長職務執行者（山口聖治君） それでは、あの、閉会にあたりましてご挨拶を申し上げます。

合併後初議会ということでありまして、私も職務執行者としての大きな責務の一つは果たせたかなあというふうな安堵した気持ちでございます。

皆さん方に本当にこれはお願いしたいと思うんですけども、我々行政内部の職員は 4 町が一致団結して、本当に各課の状態を見ましても、本当に 4 町の職員が一致団結して新しいまちづくりをやっているという気概に燃えております。そのような中で、まあ町長選もありますけれども、議会の内部でもいろいろおありでしょうけれども、まあ、一致団結、新しい佐用町のまちづくりに議会の皆さん方もご協力いただければ、職員も安心するんじゃないかというふうなことを思っております。どうぞそのことを、私はまあ、去って行く者として皆さん方に一言だけでもお願いしたいというふうに思っております。どうぞ本当に職員のことも見ながら、新しい佐用町のまちづくりに皆

さん方のご協力をお願いを申し上げます。ただそれだけです。
ありがとうございました。

議長（梶原義正君） それでは、これをもちまして散開いたしますが、あの、広報委員会の方はちょっと後で何か打ち合わせがしたいんだという、あの、申し出がありましたので、あの、ここにお残りをお願いいたします。

午後 0 2 時 2 1 分 閉会
